

会議録・令和2年6月16日第2回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和2年6月5日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 6月16日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 高橋 浩 司
 - 2番 伊 豆 千夜子
 - 3番 山 内 理
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 奥 山 幸 洋
 - 7番 田 邊 ひとみ
 - 8番 松 本 忍
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 樋 口 文 隆
 - 11番 下 井 清 史
 - 12番 乾 健 郎
 - 13番 江 京 子
 - 14番 中 井 啓 悟
 - 15番 北 岡 泰
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田 中 一 夫
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江 森 井 有美枝
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

会計管理者(兼)会計課長	世古口 和 也	健康あゆみ課長	西 岡 郁 玲
産業振興課長	堀	建設課長	西 尾 直 伸
上下水道課長	坂 口	斎宮跡・文化観光課長	松 井 友 吾
教育課長	菅 野	こども課長	西 村 正 樹

10. 会議録署名議員

14番 中 井 啓 悟

1番 高 橋 浩 司

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回明和町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

14番 中 井 啓 悟 議員

1 番 高 橋 浩 司 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの4日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(北岡 泰) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出をいただいております2月、3月、4月の定例出納検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(北岡 泰) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長(世古口 哲哉) 令和2年第2回明和町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいまは、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告申し上げます。

昨年12月に中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症は、日本国内においても今年1月15日に最初の感染者が確認されて以降、日を追うごとに拡大し、6月14日現在、国内で1万7,429例の感染が確認され、925名がお亡くなりになりました。

亡くなられた方々とそのご遺族の皆様に対し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された皆様にご心からお見舞い申し上げます。

このような状況の中、政府は、新型インフルエンザ等特別措置法の規定に基づき、4月7日に国内史上初の緊急事態宣言を発出しました。この措置を受けて本町では、独自に4月1日から設置していた対策本部を特措法に基づく市町村対策本部に移行しました。

4月9日以降、町内において4人の感染事例が確認され、予断を許さない状況が続きました。これらの状況を受け、防災行政無線、ホームページ、行政チャンネル、SNSの活用やパトロールの実施などにより、感染予防や拡大防止対策の徹底、また、感染者を誹謗中傷する行為や事実でない誤った情報を拡散しないよう町民の皆さんへ呼びかけるなど、広報活動を強化いたしました。

また、小中学校を4月10日から5月20日まで臨時休校、保育所、幼稚園、こども園を4月10日から4月26日まで臨時休園、4月27日から5月20日まで登園自粛といたしました。さらに、総合体育館を初めとする公共施設や観光施設なども4月10日から閉鎖し、町主催のイベントや各種会議及び事業などを中止または延期しました。そして、斎王まつりや大淀祇園祭と花火大会など各団体主催のイベントも相次いで中止と発表されたところです。

予算の関係では、4月3日付で、感染防止対策資材購入費として400万円、5月11日付で、特別定額給付金と子育て世代への臨時特別給付金として23億7,326万2,000円の補正予算の専決処分をさせていただきました。感染防止対策

資材につきましては、群馬県明和町の仲介により購入したマスクを医療機関や介護・福祉施設に配布するとともに、教育機関、65歳以上の方々にも配布いたしました。特別定額給付金と子育て世代への臨時特別給付金につきましては、現在、支給事務に取り組んでいるところです。なお、特別定額給付金については、オンライン申請を5月1日から、給付を5月15日から開始しました。6月12日現在で2万1,038人、全体の約91.07%の給付が完了しました。

また、今後取り組む感染予防資機材の整備のほか各種支援策につきましては、関連予算を本定例会に上程をさせていただきますので、ご審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

政府は5月25日に緊急事態宣言を全て解除しましたが、「新しい生活様式」の定着等を前提として、一定の移行期間を設け、移動自粛やイベント開催の基準等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく方針を示しました。町としましても、「新しい生活様式」及び「人との接触を8割減らす、10のポイント」を取り入れ、定期的な換気やマスク等による咳エチケット、窓口や職員デスク間のビニールカーテン設置等、感染防止対策を徹底しています。今後も、三重県など関係機関と連携しながら、感染拡大防止に向け全力で取り組んでまいります。

また、これまでの間、企業や団体の皆様方からマスクや消毒液などを数多く頂戴しました。いただいた物資につきましては、医療機関や介護・福祉施設、教育機関などに提供し、活用していただいております。これらの温かいご支援に対しまして、心より感謝申し上げます。

次に、3月定例会以降、本定例会までの新型コロナウイルス感染症関連以外の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

4月1日、町の行政運営を効率的かつ柔軟に進めること、また、きめ細かな町民サービス等を効果的に進めることなどを目的に再編した新たな組織機構のもと、令和2年度をスタートいたしました。また、新規採用職員13人の入庁式を執り行いました。一人一人挨拶に立ち、今後の職務に向け意気込みを述べて

いただきました。町職員としてのこれからの活躍を願っているところです。

4月6日、町内の小学校で入学式が行われました。今年度は173人が入学を迎え、小学生の仲間入りをしました。式は、新型コロナウイルス感染防止対策として、会場内でのマスク着用、座席の間隔を広く取る、時間を短縮するなど十分な対策を講じた上で行われました。来賓や上級生の出席のない式となりましたが、先生や保護者に温かく見守られ、気持ちを新たに小学校生活のスタートを切っていただいたことと思います。体調管理に気をつけて、元気に学校生活を送ってもらいたいと思います。

また、同日には、長年、明和町消防団の団長を務められた藪谷一雄さんの退任に伴い、新たに団長に就任された中川吉弘さんの消防団長辞令交付式を行いました。中川さんは昭和59年に入団され、30年以上にわたり町民の安心安全を守るため活動されてきました。また、平成15年から17年間副団長を務められるなど抜群の実績と経験をお持ちです。地域防災の要である消防団のリーダーとしてご活躍されることを期待しています。

4月7日、明和中学校の入学式が行われ、220人が中学校生活のスタートを切りました。小学校の入学式と同様に、式の規模縮小、マスク着用で行われました。これから3年間、学校行事や部活動などで仲間とのたくさんの思い出をつくっていただきたいと思います。

4月8日には、斎宮幼稚園とみょうじょうこども園で入園式が行われ、合わせて83名が入園しました。また、みどり保育所に43人、ささふえ保育所に29人、明和ゆたか園に37人、第2明和ゆたか園に53人、斎宮Babyroomに8人、全園合わせて253人の子どもたちが園児の仲間入りをしました。

次代を担う子どもたちには、大きな夢と希望を持って、明るく健やかに成長してほしいと願っています。

4月16日、県内の医師と歯科医師約1,860人で構成される三重県保険医協会から副会長の横山雅一様が来庁され、子どもたちに歯の大切さを考えてもらいたいと、歯科を舞台とした絵本を町内の幼稚園や保育所等に寄贈していただき

Ⅲ販売費及び一般管理費は、（１）公租公課費で県民税均等割の２万２,０００円、町民税均等割の５万円の７万２,０００円となっております。

（２）役務費で残高証明書の発行手数料と口座振替手数料の計が２,７３０円となっており、これらの計７万４,７３０円を事業総利益ゼロ円から差し引いた７万４,７３０円が事業損失となります。

Ⅳ事業外収益、（１）出資金の基本利息、各事業に係る運用利息等の受取利息で７,０９２円、雑収益はゼロ円で、計７,０９２円となります。

Ⅴ事業外費用はなしですので、これらの事業外収支を事業損失に加減いたしまして、経常損失は６万７,６３８円となります。

Ⅵ特別利益及びⅦ特別損失はいずれもゼロ円ですので、当期純損益及び当期損失は６万７,６３８円となりました。

以上が令和元年度損益計算書の内容でございます。

次に、３ページ、令和元年度貸借対照表を御覧ください。

資産の部、Ⅰ流動資産の（１）現金及び預金は１億９,９６３万２,９２６円で、８ページの決算付属明細書１の現金及び預金明細表に記載のとおりです。

（２）事業未収金につきましてはゼロ円、８ページの４、事業未収金明細表の期末残高となります。

（３）公有用地につきましては２億８,４２６万４,５５９円で、８ページの２、公有用地明細表合計欄のとおりとなります。

（４）完成土地等につきましては１３億３,９２９万７,７３１円で、８ページの３、完成土地等明細表のとおりとなり、流動資産合計は１８億２,３１９万５,２１６円となります。

Ⅱ固定資産、（１）有形固定資産及び（２）無形固定資産はともに該当資産がないためゼロ円、（３）投資その他資産、（ア）出資金は４００万円で、明和町、多気町それぞれ２００万円ずつ出資しております。固定資産の合計は４００万円、資産合計は１８億２,７１９万５,２１６円となります。

負債の部、Ⅰ流動負債、（１）未払金、（２）短期預かり金はともにゼロ円、

流動負債合計はゼロ円となります。

Ⅱ 固定負債、（１）長期借入金は17億9,026万2,600円で、こちらの明細は8ページ6の長期借入金明細表のとおりでございます。

よって、負債合計は17億9,026万2,600円となります。

次に、資本の部、Ⅰ 資本金、（１）基本財産400万円で、出資金と同額を基本財産となります。

Ⅱ 準備金の（１）前期繰越準備金は3,300万254円、（２）当期純損益は6万7,638円、準備金合計は3,293万2,616円、資本合計は3,693万2,616円となります。

負債・資本合計が18億2,719万5,216円となり、この合計は資産合計と一致しております。

以上が令和元年度貸借対照表の内容となります。

4ページはキャッシュフロー計算書となりますので、後ほど御覧ください。

5ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、令和元年度多気東部土地開発公社の決算報告を終わります。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、4名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番 高橋 浩司 議員

○議長（北岡 泰） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「新型コロナウイルスへの対応について」「海を活かしたまちづくりについて」の2点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

（1番 高橋 浩司議員 登壇）

○1番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。

皆様、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

初めに、先ほどの町長からの行政報告の中でありましたが、世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい、日本国内で6月15日現在、1万7,502名の方が感染され、三重県内では45名、明和町においても4名の方が陽性と確認されました。三重県内全ての方が退院しておりますが、国内で925人、県内で1名の方が尊い命をなくされております。亡くなられた方とそのご遺族の皆様にご謹んでお悔やみを申し上げます。また、感染された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。そして、医療関係、また生活を支える仕事に従事されている多くの皆様方に感謝申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、新型コロナウイルス対策に対する執行部の対応について、幾つかご質問いたします。

新型コロナウイルスの影響については、社会活動、経済活動、子どもたちの教育など大きな影響と変化を与え、特に、経済面では世界的な経済危機が懸念されています。この緊急事態に対し国・県庁は、それぞれ果たすべき役割の中で、特に町は、住民にとって一番身近な行政として期待されています。議会からは、新型コロナウイルスに関する緊急要望を4月13日に町長に提出し、4月21日付でそれぞれ回答と報告がありました。その回答報告をいただいてから2

カ月近く経過しましたが、その中から4項目について改めてご質問したいと思
います。

最初に、町民への正確な情報発信、情報提供については、町は可能な限り速
やかに防災行政無線や町ホームページ、行政チャンネル、ツイッターなど、ま
たLINEの活用も検討し、多くの媒体からの情報発信に努めるとの回答をい
ただきましたが、その実績とLINEの活用は、また、それら今後の課題につ
いてお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋浩司議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 高橋議員から、新型コロナウイルス関連のご質問をい
ただきました。新型コロナウイルスの関係につきましては、世界的に猛威を振
るっております。県内でも45例の感染が確認され、うち、1名の方がお亡くな
りになりました。当町におきましても4名の感染者が確認されるなど、予断を
許さない状況が続いたところですが、先ほども申し上げましたけれども、また高
橋議員からもありましたけれども、お亡くなりになりました方とそのご遺族の
皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された皆様に心からお見
舞いを申し上げます。

そのような状況の中で、町民の皆様方に向け、町内での感染症患者の発生に
ついての情報を初め、感染予防対策や支援策のご案内、イベントの中止や公共
施設の閉鎖について、そして、小中学校や保育所、幼稚園、こども園などの休
校・休園のお知らせなど、防災行政無線や町ホームページ、行政チャンネルや
SNSなど通じて情報の提供を行ってきたところですが、

これらの情報の提供の実績等につきましては、担当の課長のほうから答弁を
させていただきます。

○議長（北岡 泰） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） お答えします。

まず、防災行政無線につきましては、町内で初めて感染者が発生した4月9日から毎日新型コロナウイルス感染症に関する情報などを放送しております。その回数は通算で100回を超えております。

次に、町ホームページにつきましては、4月10日に特設ページを開設しました。特設ページでは、国・県などの関係公共機関や各課から発出される情報を集約し、閲覧しやすい内容に工夫することを心がけて作成をしております。

また、アクセス機会向上のため、明和町役場のホームページを検索し、アクセスした際の最初に特設ページを強調して表示しております。新しい情報を入手した際には、掲載内容を追加・更新・削除を日々繰り返し対応してまいりました。

行政チャンネルにつきましては、3月上旬から番組冒頭の挨拶や文字放送、そして、ニュースとして可能な限り放送の一部に組み込んでまいりました。放送時間の合計は約400時間になります。

ツイッターに関しましては、4月14日から当該情報に関するツイートを開始し、その回数は約50回でございます。

LINEにつきましては、4月中旬にアカウントの取得に着手し、5月22日から運用を開始しました。運用を開始してから間もないため、投稿回数は数回と少ない実績となっております。

これらの情報発信の課題といたしまして、パソコンやスマートフォンを持たない、インターネットの通信環境がない人への情報提供の手段が課題として挙げられます。

インターネット以外で正しい情報を迅速に伝える手段の確保が急務です。

現状では、防災行政無線や紙媒体での情報提供が主であり、ホームページ等の掲載内容をチラシにし、回覧や自治会掲示板などに貼るなどの取組をいたしながら新たな手段を研究してまいります。

また、各媒体の利用率の向上も必要です。

防災行政無線の所有率につきましては、町内世帯の約7割、松阪ケーブルテ

レビへの加入率は約4割、ツイッターのフォロワーは150人、LINEの友だち数が445人という状況でございます。少しでも多くの人に情報を提供できるよう、引き続き利用率アップに努めてまいります。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

高橋議員、再質問はございませんか。

高橋浩司議員。

○1番（高橋 浩司） いろいろ媒体で情報発信していただいておりますけれども、先ほど課長おっしゃられたように、パソコンやスマホなどインターネットの通信環境がない方へ、これらが課題かと考えます。情報提供についてはよくそこら辺検討してもらいながら、迅速で正確な情報発信に努めていただくよう要望いたします。

次に移ります。

子どもの居場所確保や心のケアに努め、家庭内の虐待やネグレクトの相談窓口を十分確保すること。これにつきましては、町は休校期間中、状況に応じた児童の安全確認や補充学習を兼ねた家庭訪問の実施、電話やスマホなどを活用したホットラインなど心のケアに努めると回答されましたが、期間中の対応実績と内容、そして今後の課題、それらについて答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 高橋浩司議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 失礼します。

休校期間中の対応実績と内容、課題等について申し上げます。

休校期間中の児童生徒への対応といたしまして、現時点でネット環境が十分整備されていないご家庭もあるため、全校ともに各学年、各教科の状況に合わせた課題等のプリントを作成しました。そして、プリントやお知らせなどの配付のときに、各ご家庭の様子や児童の安全確認、また心のケアを目的とした家庭訪問を実施しました。しかしながら、コロナウイルス感染防止の観点から、児童や保護者と直接面談することを控えざるを得ず、基本的にポストインの形を取りました。その際に保護者の方や児童と会えばお話をさせていただくと、

そういう形を取りました。また、保護者に教材等を取りに来ていただき、その際に保護者や、子ども同伴であれば児童と面談する等の対応も行いました。しかし、これで十分な意思疎通、また児童の心のケアができたかという部分では課題も残ったのではと考えます。

各学校教師のそれぞれの対応の中では、電話による確認や、片方向ではありますが、ユーチューブによる動画メッセージの配信などで心のケアを図ろうという取組もありました。今後の第2波、第3波によるさらなる臨時休校等も見据えた中で、オンラインでの双方向のやり取りなどICTを活用したコミュニケーションも重要であり、早急に取組を進めていかなければならないと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございませんか。

高橋浩司議員。

○1番（高橋 浩司） 感染予防のため人と人との接触制限が設けられていた中で、直接面談ができないとか、それらに対してそのポスティング、これらもさっきのインターネットとか、そんな環境、後からもそれちょっと質問にあるんで、そこで聞かせてもらうんですけれども、いろいろ現場の先生方、担当者、試行錯誤してもらいながら当たってもらったと思います。今後もこれらの経験を教訓にして、迅速かつ丁寧な対応に取り組んでもらえますよう要望いたします。

次に行きます。

住居確保給付金や生活福祉資金貸付制度の特例など、家計が苦しくなった方への支援制度など周知徹底及び窓口の開設に努めること、この点についてお伺いいたします。

町は、健康あゆみ課まるごと相談支援係など担当窓口において、各種制度の一覧表を作成し、職員に配付し、問合せに迅速かつ正確に対応できるよう準備していると回答されておりますが、この各種支援制度の相談支援件数と実績、

そして分かりやすい相談体制と住民への周知などどのように取り組まれたのか、そして課題等についてお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋浩司議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 住居確保給付金や生活福祉資金貸付制度、生活保護の申請などにつきましては、健康あゆみ課まるごと相談支援係と明和町社会福祉協議会を相談窓口としまして、チラシの設置や「広報めいわ」、ホームページへの掲載などで周知を行いました。

相談後の各種支援制度の申請につきましては、明和町社会福祉協議会、多気度会福祉事務所、三重県生活相談支援センターと連携して対応してまいりました。5月末現在で、町や社会福祉協議会へ寄せられた電話や来所による相談件数は143件で、生活福祉資金貸付の申請件数は35件、地域福祉金庫貸付は8件でした。三重県生活相談支援センターにおける住居確保給付金は、2件の相談がありました。

また、生活保護につきましては、町への相談が12世帯あり、うち、申請後に決定されたのは7世帯でした。

今後の課題ということではございませんが、申請に至った理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響だけではないケースもありますことから、今後も引き続き相談窓口の周知を行い、生活困窮者等の相談支援に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

高橋浩司議員、再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 分かりました。生活に困窮されている方の相談窓口として、今回、課題というか、いろいろ進めていく上でのそういったものを整理しながら、社会福祉協議会、三重県の支援センター、こういった関係機関との連携をより強化し、相談体制等の機能の充実を図っていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

税や公共料金、保険料の支払い相談については、丁寧な説明と町民の状況に応じた柔軟な対応を行うこと、この点についてお伺いいたします。

町からの回答では、生活状況などの相談を受け、状況に応じて柔軟に対応していく、また、国からの公共料金の支払い猶予に関する要請も踏まえて対応を行うとされておりますが、それぞれの相談件数やその内容、また今後の課題についてお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋浩司議員の質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 失礼いたします。

新型コロナウイルス感染症に関連した納税相談につきましては、6月15日現在、21件の相談がございました。内容に関しては、事業収入や給与収入が減っており、納税が困難であるといったものがほとんどでございます。

町の対応といたしましては、生活状況などを聞き取り、徴収猶予の特例や減免の案内をさせていただいているところでございます。

徴収猶予の特例の申請につきましては、法人住民税、個人住民税について5件の申請がございました。

今後の課題といたしましては、事業収入、給与などが減少することにより町税の減収が懸念されるところでございます。

○議長（北岡 泰） 次に、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。

保育料についてのご質問についてお答えいたします。

今回、所得の減収による保育料の支払い相談はございませんでした。今後相談があればしっかり状況をお聞きし、分納などを含めて対応したいと考えております。

また、保育料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止により登園自粛した日数に応じて保育料を減免しています。明和町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則では、15日以上欠席の場合に減免が適用されるものですが、今回、国からの要請もあり、日割り計算によ

る減免措置を行い、還付しております。

今後の課題といたしましては、この利用者負担額が私立の園では減収となった保育料の補填を国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合に応じて財政支援を行います。このため町は、100万円ほどの負担が必要となります。また公立の場合は、国からの交付について今のところ示されていないため、3月から5月までの保育料が900万ほどの減収となり、財政的に厳しい状況となりました。財政的な課題があることを認識し、今後の園運営に取り組んでまいります。

以上となります。

○議長（北岡 泰） 続いて、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

上下水道料金につきましては、4月27日、町ホームページにて上水道料金及び下水道使用料の納付についてを掲載し、納付相談について周知をいたしました。6月15日現在、上下水道課には上水道料金の支払い相談が3件、下水道使用料が1件、下水道分担金が1件の合わせて5件の相談をいただいております。

上水道料金については、5月に相談をいただき、詳しい事情をお聞きしたところ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い給与収入が減少したとの理由でした。また、下水道につきましても6月に相談をいただき、上下水道料金と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談内容でした。ご相談いただいた5件につきましては、いずれも支払期日を猶予させていただきました。

現時点では5件の相談件数となりますが、今後も相談件数は増加すると考えられますことから、今後も引き続き上下水道料金の支払いが困難となった方々に対しましては、支払い方法についての相談を受け付けて、適切に対応いたします。

しかし、今後さらに料金の支払い猶予件数が増加をすると、今年度の料金収入の減少につながる懸念をされます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 保育料の日割り減額、利用者にその負担のかからんようにしてもらっているんですけども、私立の場合、国2分の1、県が4分の1、4分の1の100万円が町の負担ということですね。公立がこの国の要請があるんですけど、その9万円の減収になるというのは、その補助がないということなんですかね。それはちょっと大変ですよ、これ。国も要請したんで、この交付金とかでこう補填してもらわんと厳しいと思います。

あと、その事業収入、給与などが減少する、町税の減収というのは、これは来年のことになるんですかね。これもどれぐらいの額になるんですかね。

上水、下水の料金、その3件、1件、1件、合計5件あるということなんですけれども、比較的その保育料と比べると、感覚的なんですけれども、そんなに大きな額にはならないのかななんて思うんですけれども、この税の減収の見込み額、それと上水、下水料の猶予額、5件と、これもこの後どれぐらいの数が増えていくのかと、見立てとというか、想定で結構なので、分かる範囲でちょっと教えてほしいです。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の再質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 現在、申請のありました猶予の5件の合計金額につきましては、86万3,000円となっております。この分につきましては今年度の税収分として減収になるわけですが、猶予ですので、来年度で収入されることとなります。

現在のところ、大幅な減少額には至っておりませんが、今後も申請は増えると思われまます。

また、今年中の収入に基づいて課税される来年度の住民税についても、収入減による税収の減少が見込まれますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今現在どれぐらいの事業収入や給与収入が減少しているかという根拠にな

るようなものもございませんし、また年の途中でもあり、新型コロナウイルス感染症の状況も今後どうなっていくのか予想しづらい状況もございますので、その減収額を今現在で推測することは難しい状況でございます。

○議長（北岡 泰） 続いて、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。

公立の場合の交付金につきましては、やっぱりその財源が900万ほど少なくなっているというところで、厳しい状況になっているのにつきましては、国のほうにもやっぱり県を通して要望してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

上下水道料金の支払い猶予の内訳といたしまして、上水道料金の支払い猶予が5万1,000円、下水道使用料と受益者分担金が合わせて6万1,000円となり、上下水道料金、分担金合わせて11万2,000円となっております。

今後の予測ですが、現在までにご相談いただきましたのは個人の方々でしたが、今後は料金が高額となる事業所の皆様からの相談も予想されますので、今後の減収見込みにつきましては、非常に予測がしづらい状況となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） そうです、なかなか読みにくい部分だと思います。本当はその猶予じゃなくて、免除というか、そういうのが一番いいんでしょうけれども、何にしても財政が厳しいんで、まあ難しいかと思うんですけども、この後にもちょっと質問させてもらうところなんですけれども、保育料の問題とかも、国や県への交付金が本当に賄えない場合は、本当に今回のような非常事態、基金からの取崩しも検討が必要だと思いますので、その点についてもよろしく願いします。

では、次へ行きます。

休校中の児童生徒への学習支援についてご質問いたします。

町内の小中学校は先月、5月21日から再開となり、今月から通常授業に戻りました。

今回の事態では、休校期間が長期化する中、児童生徒への学習支援として、先ほどの課長からの答弁にもありましたように、各小学校では定期的な課題を配布するといった対応が行われました。

ただ、各学校で対応が一律ではなかったことから、保護者からは学力差への不安や夏休み短縮での授業についていけるのかといった心配の声を耳にします。

全国各地ではオンラインによる学習支援が行われていますが、全ての児童生徒がオンライン学習ができる環境にあるとは限りません。その点について町はどのように考え、今後どのように取り組んでいかれるのか、現状も踏まえお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 失礼します。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、今後必ず起こるであろうと言われております第2波や新たなウイルスの到来などに備えて、オンライン授業などICTの活用は今後の学校教育に必要なものであります。児童生徒1人1台端末の配備によるICT授業の推進を掲げた文部科学省のGIGAスクール構想が令和元年度補正予算繰越分に加えまして、令和2年度補正予算も成立し、本年度中の実施を各自治体に呼びかけております。

当町におきましても、ICT活用による学習指導内容の向上、再度の臨時休校等に備えた学習補充や子どもたちの安全確認など、オンラインによる双方向でのコミュニケーションができる環境が必要と考えております。文部科学省が前倒しで進めるGIGAスクール構想の本年度実施のため、本会議において補正予算をお願いしておりますところでございます。

ご質問いただきました小中学校でのオンライン学習につきましては、児童生

徒1人に1台配備する端末を使つての学習になります。これはタブレットを考えております。基本的には、学校での授業で活用するため、端末の管理面のこともありまして、学校で保管する形を考えています。ただ、中学校については、使用する頻度や内容も高くなり、家庭に持ち帰つて使用する機会も出てきますし、小学校においても、臨時休校など非常時には持ち帰つて、家庭のネット環境の中で通信することが必要になります。そういった場合に、ネット環境、Wi-Fi環境が整備されていないご家庭もあるということで、通信ができる環境を整えられるよう支援することが必要と考えます。議員が言われましたように、モバイルルーターの貸出し等の支援策も事業メニューに含まれておりますので、本予算に貸出し用機器の購入費も計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） GIGAスクールの前倒し、良いことかと思うんですけども、基本的には学校で管理する、ただその必要に応じてというか、また休校になった場合とか、児童生徒1人に1台配備するということで、それらをそのタブレットを家に持ち帰ることが必要なとき、課長もちょっと触れられたんですけども、管理として、盗難とか紛失とか破損とか、個人使用とかいろいろあるかと思ひます。そこら辺十分周知徹底してもらいながら進めてもらうようにお願いします。新型コロナウイルスが完全に終息したとは言えない中、これからの町を支える子どもたちが平等に教育を受けられるように、環境整備を進めていただくよう要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

町内事業所への支援についてご質問いたします。

冒頭にも触れましたが、新型コロナウイルスの経済への影響は非常に深刻であり、様々な業種で売上げが落ち込み、多くの事業所で経営の存続すら危うい

という状況に置かれています。明和町でもそれは例外ではないと思います。県内の市町では、国と県との連携、また、独自の支援策に取り組んでいるところもあります。そこで、事業所に対する町独自の支援策について、現状と課題、今後の方向性をどのように考えているのか、財源も含めお尋ねいたします。

また、ふるさと納税は一定の制約があることは承知しておりますが、支援に充当する考えはないのか、併せて答弁願います。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

まず、議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルスの関連で町内の中小事業、また、フリーランスの方々につきましては大きな影響を受けているという状況でございます。セーフティネット資金につきましても、町のホームページ、3月頃より掲載はさせていただいてるところでございますが、国の緊急事態宣言を受けた以降、町への認定件数も急速に増え、6月9日時点でございますが、82件の認定をさせていただいております。これは近隣の町と比べましても多い状況となっております。業種につきましても、議員申されるように、建設業、製造業、サービス業、飲食業など様々な分野に広がっておりまして、影響の大きさを物語っているものでございます。

町といたしましても、少しでも中小企業、またフリーランスの方に分かりやすいよう町ホームページに事業所、労働者向けのページを作成いたしまして、現在の国の各省庁、県から出されております各支援策、相談窓口をこのホームページにまとめさせていただきまして、事業者、労働者の皆様方がここから必要な支援策のページに進めるよう、情報整理・発信を行っております。また、三重県が実施いたしました自粛に伴う休業協力金50万円につきましても町より50%の支出を行い、町内事業所111件分を負担させていただいたような状況でございます。

このような中で、議員からご質問のありました町独自の支援策につきまして、当時、事業者向けに利用されております融資、利子補給、保証料の補填、こち

らの支援策を町としてできないかということで計画させていただいておりましたところですが、5月1日、国・県から同様の特別利子補給の制度や実質無利子・無担保制度の支援策が出されたことにより、実質的に3,000万円までは3年間無利子で融資を受けることができるようになりました。そこで、それに代わる独自の制度を検討している中で、経済の活性化を図るため、地元事業者にも少しでも寄与できるため、各世帯に商品券を配布し、地元の事業者さんの活性化を図ろうと考えております。

また、この支援策の財源でございますが、国から地方自治体に1兆円の交付金がありました。当町への交付につきましては、1億余ございました。多くの支援策を講じるにはどうしても財源が不足することより、ふるさと納税の活用も含め、財政調整基金、こちらを取り崩させていただきまして、町単独費も充てることで各種支援策の対応をしているところでございます。そのような中で町内の事業者様に元気を取り戻していただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） セーフティネット保証82件、休業協力金111件、他の市町と比べても多んじゃないかという話なんで、しっかり対応していただきたいんですけども、やっぱりどうしてもその支援の財源は国や県に頼らざるを得ないことから、町独自の財源としてはやっぱりそのふるさと納税から充当できないのかということをお尋ねしました。その苦しい状況の中に置かれている事業所を支援するためにも、国・県へのさらなる交付金の要望、また町独自の施策についていろいろご検討くださるよう要望いたします。

それでは、次の質問に移ります。

今後の感染症対策についてですが、地方自治体は災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、震災や風水害に備えておりますが、今回のような細菌・

ウイルスのような感染拡大という事態の備えも必要です。細菌やウイルスへの対策については、2003年のSARS、2009年の新型インフルエンザが流行したとき町は、感染症など対策に関する行動計画が策定されております。そこで今回、新型コロナウイルスでの町の役割として、その計画に基づきどのように対応されたのか答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 今回の新型コロナウイルス感染は、近年に発生しましたSARSやMERSなど特定の地域等に限定された感染症とは異なり、全世界に猛威を振るうパンデミックとなり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらしました。

明和町では、平成26年5月に策定しました明和町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、緊急事態宣言が発令されたことにより明和町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、感染拡大抑制対策と予防対策等の対応を行ってきました。

なお、明和町新型インフルエンザ等対策本部設置要綱に基づき、町長を本部長、本部員を各課長、事務局を総務防災課と健康あゆみ課という本部体制といたしました。

このウイルスの脅威は、ワクチンや治療薬が開発され、安定的に供給されるまでは続き、今も警戒を緩めることはできません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生における教訓を踏まえ、今後の感染症危機管理対策を考えていかなければならないと思っております。

町としましては、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護するため、三重県が5月29日に発表しました命と経済の両立を目指す「みえモデル」において、感染症を他人事ではなく我が事として認識いただき、ご自身や大切な家族、友人の命と健康を守るために、政府専門会議で示されました咳エチケットや手洗い、手指消毒、3つの密の回避、人の間隔はできるだけ2メートル以上空けるなど新しい生活様式及び「人との接触を8割減らす、10のポ

イント」を日常生活に取り入れ、感染症に強い生活様式の定着に向けて、感染症予防に取り組んでいただくよう周知していくことが大切だと考えております。

また、第2波、第3波が来たときにその影響を最小限にするように、医療体制、検査体制を充実・進化させること、併せて、医療崩壊を生じさせないよう医療従事者の負担軽減策や医療従事者が安心して医療を提供できる環境を整備・充実することが必要だと考えております。

三重県におきまして、感染症患者の診療と一般診療の両立が不可欠な状況であることから、感染症病床24床に加えて一般病床を約150床確保し、急激な感染患者の発生に対応できるようにしています。また、感染の拡大により患者が増加した場合において、医療機関の負担を軽減し、重症者を集中的に治療することができる体制を確保するため、症状が軽快した方などの受入れ先として、宿泊療養施設を確保しています。さらに、必要なPCR検査を迅速に実施することができるよう、伊勢市や松阪市においてPCR検査センターが開設され、早期発見・感染拡大防止に向けた検査体制の強化に努めていただいております、明和町民の方が身近なところで検査を受けることができるようになりました。

町としましては、新型コロナウイルスだけでなく、新たな細菌やウイルスなどの感染症に対して、県や松阪保健所、松阪地区医師会、管内市町と連携し、医療・検査体制の整備等に向けてともに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 感染拡大の抑制、予防、いわゆる感染症に強い新しい生活様式の実践例など、それらを定着させながら、あと医療体制、それらの充実・整備、ソフト面、体制面いろいろ考えてもらっております。その行動計画の基本方針で、その柱の一つである感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命と健康を保護するとあります。

今回、多数の企業さんなどからマスクや消毒液など多くのご寄附をいただき

ました。この件、誠にありがたいと思います。この点で、今後、感染拡大に備え町として、マスクやフェースシールド、消毒液や非接触の体温計、これらが欠かせないものと思います。これらの備蓄や調達先の確保などはどうなっているでしょうか、お尋ねします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 今回、町内外の企業様からマスクや消毒液を多くご寄附いただきましたことは、誠に感謝しておるところでございます。各施設におきましてありがたく活用させていただいております。

町としましても、第2波、第3波を踏まえ、6月補正におきましてマスクや消毒剤、非接触型の体温計などの購入費を計上させていただいております。

現在、そういったものにつきましては品薄の状態が続いておりますが、調達先につきましては、近隣市町等にも情報をいただきながら、随時確保していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） そうですね、どこの自治体も同じような状況なので、いろいろ情報をつかんでもらいながら、調達しっかり確保してもらいたいと思います。

今後、第2波、第3波の感染拡大も心配されます。有効な治療薬やワクチンが開発されていない現状では、私たち一人一人が適切な行動、いわゆる新しい生活様式取ることが大事だと思います。もう一つ、行動計画の基本方針のもう一つの柱、町民の暮らしに悪影響を出さないため、事業継続計画を作成・実施し、町民生活の安定に関する業務の維持を図ることとなっています。この点についてお尋ねします。

町民の生活に欠かせない行政機能の維持、上水、下水道などライフライン、ごみやし尿の収集運搬、斎場の運営、これら今回どのように対応されたのか、

また、今後の感染の再拡大に対しどのように備えているのかお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） お答えします。

感染症に対する危機管理として感染症に特化した業務継続計画が挙げられますが、この計画は、災害時に人や庁舎等の利用資源が限られる状況下において、優先的に実施すべき業務を特定し、それらの業務に着手する目標時間や、継続するために必要な資源の確保、配分、執行体制や対応手順をあらかじめ定め、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的としています。

今回、行政機能が麻痺するような事態となった場合には、既存の地域防災計画に基づき策定しました業務継続計画を、このたびの状況に応じた運用により業務を行うことを想定しておりましたけれども、幸いにも職員が感染するなどの事態までには至らず、感染予防対策を徹底しながら通常業務を遂行してまいりました。

なお、既存の業務継続計画は地震や風水害を想定したものとなっており、今回の新型コロナウイルスのような感染症に多くの職員が感染し、業務の遂行に支障が生じる事態を想定した計画を改めて策定することが必要不可欠と考えております。市民の皆さんの生命や財産、そして水道や下水道などのライフラインを維持し、生活を守るため、計画の策定とその実行に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 分かりました。SARSや新型インフルエンザなど世界的な感染症の流行は10年単位で発生するとも言われており、また、ウイルス感染症と豪雨、地震など自然災害が重なる複合災害では、これまでの避難所での運営では密閉、密接、密集の3密が避けられず、見直しが必要であると言われ

るようになってきております。そして、課長がおっしゃられたとおり、町民生活に直結するライフラインなどの事業継続計画、いわゆるBCPなんですけれども、これらを策定していただいて、備えてもらうように考えてもらいたいと思います。

ただ、今回もそうやったんですけれども、これは口で言うほど簡単ではないと思います。本当に皆さん多忙で難しい課題が多くて、そんな中、職員が病気になっては行政機能が滞ってしまいますので、健康管理に十分心がけてもらって、職務に当たってもらいたいと思います。

では、次に行きます。

がらっと変わるんですけれども、2つ目、海を活かしたまちづくりについて質問をさせていただきます。

明和町は伊勢湾に面し、自然豊かな大淀と下御糸の海岸線、そして2つの漁港があり、この大きな地域資源は今後のまちづくりに欠かせないものと考え、一昨年12月の一般質問では、町の水産振興への取組と改正漁業法についてお尋ねし、昨年3月は海岸と漁港への漂着ごみの環境保全についてお聞きしました。

大淀、下御糸の2つの漁港は、アサリ貝や黒ノリなどの水揚げでかつては活気に満ちていましたが、平成26年からアサリ貝の不漁が続き、漁業者の高齢化や後継者不足などもあり、急速に衰退していると言われております。

伊勢湾漁港の資料では、平成26年から令和元年までの5年間で、明和町の組合員数は約3割が減少し、そしてアサリ貝の漁獲高は平成24年には700トンもの水揚げがあったものが平成30年度からゼロという危機的な状況にあります。昨年はバカ貝が大量発生し、大淀、下御糸を合わせ1,300トン余りの水揚げがありました。これらバカ貝は28年から30年の3年間は水揚げがありませんでした。こういったことから、安定収入の確保は難しく、また生産額もアサリ貝の3分の1程度となっております。バカ貝が平成27年から大淀で比較的水揚げが安定しておりますが、アサリ貝の生産額を補完できるものではないため、稚貝の放流など次につながる対策が進められているとのこと。

こういった状況を踏まえ、1つ目の質問に入ります。

水産振興による町の活性化についてですが、改正漁業法は、水産資源の減少や高齢化や後継者不足などの課題に対し、漁場の資源管理と有効利用により漁業を成長させていくことを目的としております。また、鈴木三重県知事は、この法改正を生かして水産王国三重の復活に取り組むとしており、昨年2月の県議会では競争力ある水産業を目指し、水産振興に取り組むと発信されております。

一昨年12月の一般質問では、法改正に危機感と不安を持つ漁業者に丁寧な説明と改正をプラスにできる取組を求めたことに対し町長から、法改正は漁業環境を変えていく一つの契機と捉え、伊勢湾漁協や地元の漁師さんとの連携を深め、その取組を支援し、有効な補助金等を活用・検討する中で、所得の向上につなげていきたいとの答弁をいただきました。あれから1年半、説明会の開催はどうなったでしょうか。また、水産所得の向上、そして後継者の育成、また、アサリ貝の漁場整備についてどのように取り組んでこられたのかお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） お答えいたします。

高橋議員申されますように、平成30年第4回の定例会の一般質問におきまして、漁業者法改正に伴う漁業権の優先的規定の廃止、企業の新規参入を促すとの内容で、漁業者の死活問題になり得る改正ではないかという質問を受け、あくまでも現行の漁業権が優先され、直ちに影響が出るものではないということでご回答させていただいたところでございます。

その後の取組におきましては、平成元年の7月16日に実施いたしました三重県知事と明和町長との一対一対談で、対談項目といたしまして、漁業法改正に伴う今後の漁業振興対策として、この課題として町として意見を申し述べさせていただいたところでございます。その回答として知事よりは、漁業権制度については、共同漁業権、区画漁業権、定置網漁業権の3つの基本的な制度は現

状のまま維持される、また、共同漁業権については、従来どおり漁協・漁連のみに免許され、地元漁協と調整した上で免許するという方法について、大きな変更はなく、漁協など既存の漁業者が適切かつ有効な漁場を活用する場合には、引き続き免許するという事になっており、これらの水産政策の改革に当たっては、漁業者、水産関係団体の意見を十分聞いた上で取り組むよう、三重県として国に要望されたということをございました。

また、アサリの不漁、ノリの品質低下など水産物の不漁が非常に深刻になっていることについて、豊かな海という観点から、漁場環境の改善を含めた観点から伊勢湾漁協の海洋環境の改善に向けて水産振興を進めていきたいとの回答もございました。町といたしまして、この知事の発言を受け、伊勢湾漁協と協議を持つとともに、地元漁協との懇談会も開催したところをございます。

懇談会につきましては、令和2年1月10日に伊勢湾漁協大淀支所で、町長、そして町内の漁業者、三重県、そして伊勢湾漁協との懇談会を開催させていただきました。その中でお話がありましたのが、水産業については昨年はバイ貝が堅調であったが、今年についても予算化していただきたいという意見がございました。地元からの意見を受けさせていただく中で、町としても水産業の活性化につながる活力ある漁業を推進するために今年度も補助を行い、またバイ貝だけではなく、水産業に寄与することがあれば支援させていただきたいと町長より回答させていただいたところをございます。

また、新規就漁者の支援策についても三重県より説明をしていただき、漁業者からは、大事なことは思うが、現状に合わせた対策をしていただくことはできないか、大淀の現状で行くと、水がきれい過ぎてノリの収穫量が減り、魚も減ってきており、非常に厳しい状態が続いている。新規の就漁者を育てることについては、他地区からの参入も大事だが、今の漁師がもうかっている自然と次の世代は出てくると思うというふうなご意見をいただいたところをございます。まずは現状を改善し、今いる漁師を守る取組をお願いしたいというように意見を受けたところをございます。

次に、水質の関係でございますが、こちらにつきましては、環境部局との考え方に相違がございますし、なかなか難しいところではございますが、基準値の範囲内ではあるが、緩和していただくようということの中で回答させていただいたところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

○1番（高橋 浩司） 分かりました。いろいろお考えを聞かせていただきました。

まず、法改正に伴う対応で、地元の漁師さんを初め関係団体と懇談をされたとのことですが、そういった場で地元の漁師さんの意見などを聞いてもらうこと、また、最新の情報を漁業者に提供していただくこと、必要だと思います。今後も続けていただくよう要望します。

次に、所得の向上についてですが、昨年3月に下井議員の一般質問で、地元水産物の6次産業化やブランド化について質問され、町はそのことに対して、調査研究を進めていくと答弁されており、また、アサリ貝の漁場回復ももうかる水産業への取組の一つですので、今後の漁業振興に向けた取組に期待します。

そして、後継者の育成に関してなんですけれども、漁業関係者やその家族の中で意欲のある方がいれば、町が中へ入って、地元漁師さんや漁協とか県とか連携して、その環境整備、調整を図っていく必要があると考えますので、積極的な掘り起こしと、それらよろしく願いいたします。

次に移ります。

漁港の利活用によるにぎわいづくりについてですが、明和町の大淀と下御糸の漁港は日々の地元の漁業者の拠点となっておりますが、今回は下御糸漁港にウエートを置いてご質問したいと思います。

下御糸漁港は、旧下御糸漁港と北藤原、浜田、八木戸の船着き場、これらの4カ所を集約するため、平成初頭から本格的に整備着手し、20年余りかけて行われ、平成21年度から5年をかけ、機能的かつ安全性を高めるため浮き栈橋や

消波ブロックを設置してきました。さらに、今日に至るまで、台風による被災箇所への復旧や、漁港内と航路に堆積した土砂のしゅんせつ工事が行われてきております。

そこでお尋ねしますが、これまでの下御糸漁港の整備に係る総事業費は。そして、漁港整備の計画上の漁業者数、漁獲高、船隻数と、それらに対し現状はどうか。また、現在の漁港の利用状況はいかがでしょうか。そして、今後の維持管理に必要な予算についても、計画の範囲で結構なので、お答えください。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

それでは、下御糸漁港、今までの整備につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

下御糸漁港におきましては、昭和61年度より整備計画を立てさせていただきまして、関係者との協議を行い、昭和63年度より東防波堤から工事着手をさせていただいている格好でございます。当時は、海側から陸側に向けて工事を実施させていただいたところでございます。第8次、第9次漁港整備計画、その後の水産物供給基盤整備事業で、平成26年度までに外郭工事の整備を行いまして、その後、機能保全事業、平成30年度までに航路のしゅんせつ等を実施させていただいております。足かけ31年間にわたり事業を実施させていただいております。事業費の総額でございますが、27億4,000万円の巨費を投じて整備させていただいた漁港でございます。

議員申されますように、下御糸漁港は、川尻の旧下御糸漁港、北藤原の船着き場、浜田の船着き場、八木戸の船着き場、こちらの4カ所を集約させていただいたもので、河川内にごございます船着き場は、潮の関係、潮汐の影響で自由に漁・帰船ができないような状況でございました。その状況を解消するために整備させていただいたものでございます。

当時の漁船数、漁獲高は、計画段階の昭和61年度では、昭和58年から61年の平均でございますが、漁獲高2,550トン、売上げが旧の下御糸漁港漁業協同組

合で7億2,000万円余でありました。漁獲割合といたしましては、ノリ養殖が64.5%、採貝漁業が19.7%、その他、底引きが15.8%となっております。好景気であったことがうかがえます。また、組合員数は全て正組合員で147名、漁船数は198隻と、当時の漁港が非常に手狭だったことがうかがえます。

では、現在はといいますと、組合員数は99名、そのうち、正組合員数が5名、準組合員数が94名となっております。正組合員の資格要件でございます年90日以上の操業条件、こちらに満たないということになってきておりまして、非常に厳しい状況になっております。

また、漁獲高は、ノリの換算方法の変更により対比はできませんが、売上げにつきましては、過去4年間で9,000万円弱と衰退してまいりました。令和元年には5,000万円弱と低迷し、採貝においては、アサリは過去4年間漁獲量がほぼ皆無のような状態でございます。バイ貝、バカ貝で600万円程度となっております。当時と比較すると10%にも満たない売上げとなっております。

また、漁船数も、登録船としては63隻と、当時の3分の1までに落ち込んでいるような状況でございます。

今後の維持管理につきましては、航路の静穏度を高めるため、5年置きに航路しゅんせつを実施する必要性がございまして、5年置きに3,000万円程度の費用が必要ではないかというふうに考えているような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますでしょうか、高橋議員。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 私も、漁師の友人から聞いたり市場を調べさせてもらう中で、ある程度は予測しておったんですけれども、その当時の計画と現在のギャップ、特に利用状況ですね。これを改めて聞かせてもらおうと、私自身、町の職員として漁港に携わってきた者として、なかなか胸に刺さるものがあります。

答弁いただきましたように下御糸漁港は、昭和61年の好景気の中で整備計画が立てられました。これまで、27億円以上の予算が投じられてきましたが、そ

れから35年が経過し、整備計画上の数値と大きな違いが生じた要因について、町としてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

当時の下御糸漁港の整備計画を確認させていただきますと、先ほどお答えさせていただきましたように、当時は非常に漁業者を取り巻く状況が好調であったかというふうに考えさせていただいております。その後も当時の計画では右肩上がり、漁獲高、売上げも増えていくということの中で計画をさせていただいたものと考えております。

しかしながら、その後におきましては、若者の魚離れが進み、また90年代バブルの崩壊、またリーマンショック等の経済ダメージを受け、景気が悪化し続けました。

新規漁業者については、例えばノリ養殖を1つ例えさせていただきますと、冬の寒い時期に太陽が昇る前に出て、海でノリを採取し、それを加工する、夜遅くまで作業する。そして、それなりの報酬が得られるのであればよいのですが、ノリの値段というのはあまり30年前と変わらないというような状況でございます。新規だけではなく、漁業者が自分の子どもに安定した職業に就かそうということも考え、増加しなかったのではないかと考えております。

また、下御糸漁港の施設にも課題があったと考えております。下御糸の荷さばき施設、市を開く場所は旧の下御糸漁港の横にございました。新しくできた漁港で、その後も自宅に近くに船たまりがある、そして、荷さばきをするには下御糸の旧漁港へ行くということの中で、新しい漁港内にそういう施設がなかったというのも一つの要素になってきているかというように考えております。下御糸漁港の漁船利用に影響しているとしても、町として沿岸構造改善事業で地元漁協に施設のこういうものをつくろうというふうな計画をいろいろとお願いをさせていただいたところですが、実現には至らず、ノリの種苗施設以外の施設は現在も建っていないのが現状でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 課長おっしゃられたように、時代の流れというか、いろいろその好景気の中計画をして、リーマンであったりとか、バブルであったりとか、そういうようなものが、また、食の問題とかもあったと思うんですけども、それはそれで抗えないものがあったというのはよく分かるんですけども、これまでの振興施策はある意味前例踏襲というか、自然任せの部分が強かったのは否めないんじゃないかと思います。やはり町行政として、また漁港の管理者として、危機感を持つことも必要があるかと思います。先ほどの答弁いただいた漁獲高や組合員数、漁港の船隻数もそうなんですけれども、それを示すかのように下御糸支所は平成27年4月に休止となり、機能を大淀支所に統合しております。誠に寂しい限りです。

少しつらい話、暗い話になるんですけども、あえて申し上げます。

平成28年5月には、和歌山県の勝浦漁港が黒マグロの漁獲量が激減して経営破綻し、解散しました。大きなニュースとなっております。その後も漁協の倒産は各地で起こっております。この三重県下でも昨年12月、半年前ですね、志摩市の越賀漁港が倒産しています。こういった全国的な水産業を取り巻く、漁港を取り巻く環境、こういった問題に対して国は、漁港の活性化として漁船に支障がなければプレジャーボートなどが利用できるようにし、一昨年6月には官民連携による水産都市の活性化方針を発表し、漁港の多目的な利用を進めております。

ここで町として心配なのは、補助事業で整備した漁港を目的外に使用した際に発生する補助金返還ですが、一昨年、国はこの鉄火法の要件を緩和し、地域活性化のためのレストランや直売所、体験交流施設などを設置しやすくしました。また三重県では、4月より水産振興に関する条例を施行し、漁港の有効活用と観光業の連携を掲げています。

こうした動きに反応するかのように、各地で漁港を活用した新しい取組が始まっております。先進的な事例といたしまして、鳥取県の長和瀬漁港では、定置網で取ったアジを漁港内で短期養殖し、出荷するという試みが始まっています。三重県内でも尾鷲市の大曾根浦漁港で、5月から9月まで漁港内でカキをある程度の大きさまで育成させ、その後、200メートルの沖合で半年かけて育て、出荷するという取組がされています。カキといえば鳥羽や志摩が有名ですが、新たな収入源として地元の漁師さんがこのカキを一粒ガキと名づけ、尾鷲の新しい食材として注目されています。各地で様々な漁港の利活用と新たな安定収入の確保への取組が進められておりますが、漁港の活用や所得の向上の施策について、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

町といたしまして、漁港の利活用、漁家の所得向上についてのご質問でございますが、下御糸漁港におきまして、昨日、現場のほうへ出向かせていただきまして、確認をさせていただいたところでございますが、船が5トン未満の漁船が4隻と、船外機が現在8隻、合わせて13隻しか下御糸漁港には係留されていないような状況でございます。他の船着き場も確認させていただきましたが、旧の下御糸漁港で2隻、北藤原の船だまり36隻、浜田の船だまり20隻、八木戸の船だまり14隻と、下御糸地区としては漁船は84隻あるような状況でございます。初めに申し上げました63隻と21隻の差がございますが、この差は既に漁船登録がなされていない船だと考えております。

これらが一堂に下御糸漁港に集積し、活動するというのは現在のところ考えにくいような状況でございます。この漁港内の活用につきまして、今議員が申されますように養殖業ができないかということで、現在試みを実施させていただいております。三重県におきましてもよい試みではないかということでご意見をいただいたようなところがございます。漁港内の空いているスペースをうまく有効活用し、今後、地元と協議を実施させていただきたいと考えているよ

うな次第でございます。

次に、漁家の所得安定でございますが、一次産業の中で農業、林業とは異なりまして、漁業は狩猟を主とするものでございまして、自然を相手にするものだけに、なかなか計画的に所得を安定させるということは難しいと考えているような次第でございます。そのような状況の中で安定をさせるために、明和町においてはノリ養殖が盛んに行われ、夏においては採貝漁業を、そうして1年間の漁業で生計を立てられてきたというふうに考えていることでございます。

今後所得を安定するということでございますが、なかなかいい案は浮かばないわけでございますが、新しい考えで新しい試みを実施させていただくということが必要ではないかというように考えているような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

○1番（高橋 浩司） 27億から投資してきたその漁港は貴重な財産であって、資源であります。漁港内では新しい取組、養殖を試みられている、県も評価されているとのことなので、今後、漁師さんや漁協を中心に、地元企業とか、あと明和観光商社など、それらと連携しながら、大淀、下御糸の海岸線ににぎわいを取り戻すための方向性を示すことが求められるんじゃないかと思います。

そこで、戦略的かつ中長期を見据えたビジョン、海の振興計画づくりが必要と考えますが、これらの策定について、町の方針をお尋ねします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

今後の明和町の水産業の振興について、振興ビジョンの計画づくりについてご質問を賜りました。

私も今答弁させていただいてる中でございますが、総括的に何か指標的なものが必要ということで考えているような次第でございます。その中で町といたしましては、今年、第6次の総合計画、本年1年間かけて作成をさせていただくところでございます。その中で、観光部門を含めた中で水産業の振興につい

て考えていきたいというように考えているような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 今年総合計画、そのつくられるということで、その中でも考えてもらうということなんですかね。

いろいろ策定議論の中で、その水産振興、漁港、観光に絡めてという、さっき課長も言われたように、いろいろもんでもらいながら反映させて、実効性高いものにしてもらうように要望いたします。

明和町は古くから伊勢湾の恵みに育まれた町であり、その恩恵を長年受けてきました。漁師さんが元気でなければ海岸線ににぎわいが戻ってこないと思いますので、水産業の振興と漁港の利活用による海を活かしたまちづくりに期待したいと思います。

最後に、改めて申し上げますが、新型コロナウイルスについては、有効なワクチンや治療薬が開発されていない現状で、今後の第2波、第3波を警戒し、町民に一番身近な行政として、命と暮らしを守るためスピード感のある対応ができるよう、万全の備えを進めていただきますよう要望し、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

40分まで。

（午前 10時 30分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

7番 田邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「命と暮らしと営業を守る施策を」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（7番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○7番（田邊 ひとみ） 通告に従いまして、質問を行います。どうぞよろしく
お願いいたします。

先ほど、高橋議員も質問を行いましたが、新型コロナウイルス対策等について質問を行いたいと思います。

新型コロナウイルスの感染、これが全国的、世界的に広がりをまして、こちら明和町でも行政、そして住民の皆さん、それぞれそれぞれの対応に追われる日々を現在も送っております。世界的に広がりを見せたこの新型コロナウイルス感染、全国の緊急事態宣言、三重県の緊急事態措置等々、移動の自粛、休業要請等、こういうことが行われまして、住民の皆さんの生活環境、一変する事態となっております。長期間の自粛生活の中で、住民の皆さんの暮らしもかなりの影響を受けたのではないのでしょうか。今、一定、感染の終息、こういうものも見られております。自粛の解除も行われております。生活が元に戻りつつある、そういう状況でございます。ですが、ウイルスの専門家からお話を伺いますと、「このウイルスに関して、未知の部分が大変多く、長期にわたる対応が必要である」、このような返事が返ってきております。正しく恐れて正しく行動して

いくこと、これがこれから大切になっていくと考えられます。

日々の行動様式において、正しい知識で対応していくこと、これが今後の大きな課題になると私も考えます。

そういう中で、感染拡大を防いで、町民の皆さんの命と健康、暮らしと営業、子どもと教育を守るための、国・県の施策の充実と迅速な実施、これが大変大切なこととなってまいります。それに合わせて町独自の支援策、これも強く求められます。

私のもとにも、住民の皆さんから多くの相談やご意見、これが寄せられました。それらの声を基に、5月11日、住民の代表の方と連名で、要望や提案、これを町長のほうに提出をさせていただきました。多くの皆さんが望む声でございます。ぜひとも実現をしていただきたいと思います。

今回の私の質問は、その要望や提案に沿った上での質問、そしてプラスアルファ追加で質問を行いたいと思います。

まず1点目、今回の新型コロナでは多くの方が様々な対応に追われていて、感染症情報であったり、様々な支援に関する情報も日々刻々と変化をしており、混乱が起きている、こういう状況もございます。

企業に関する支援策、また、個人に給付をされている10万円の支援策など緊急支援のメニューがたくさんある中で、どのような支援策があるのか、申請の仕方が分からない、こういう声もたくさん上がっております。テレビ、マスコミ等での周知、チラシの配布等も対策として行われておりますが、それでもなかなか理解しにくい、こういう声もいただいております。

まず、第一の基本として、感染症の動向や検査体制など分かりやすい情報提供をぜひとも行ってください。医療、介護、生活、仕事、融資、生活保護、休業協力金、給付金等の相談窓口を分かりやすい形で安心して利用できるようにしてください。情報を入手しにくいと思われまます。高齢者の皆さん、障がい者の皆さん、外国人の皆さんなどに情報がきちんと行き届くようにしてください。これに関して答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） ただいまの質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のほうから、新型コロナウイルス感染症に関してのご質問で、まず1点目ということで、情報提供の部分についてご質問いただきました。

情報提供につきましては、先ほど、高橋議員からの質問にもお答えしましたとおり、防災行政無線や町ホームページ、行政チャンネル、それからツイッター等、様々な媒体を活用しておるところです。

また、各種支援策の窓口とお問合せ先をまとめた一覧表を各自治会のお力をおかりしまして、回覧をさせていただいたところですが、引き続き、各種情報媒体を活用して、情報発信に努めてまいりたいと思っております。

また、各種支援策等につきましては、それぞれの担当課におきまして、丁寧かつ分かりやすいご説明とその対応に努めていきたいと思っております。

なお、議員が申されますとおり、高齢者や障がいのある方、外国人など、情報を入手できにくいと思われる方々への情報伝達は、課題として捉えておるところです。

町民の皆様方、特に高齢者の方々の中には、パソコンやスマートフォンを持たない、インターネットの通信環境が十分でない方もたくさん見えます。そういった方々にも正しい情報を迅速に伝える取組が大切であると認識しているところです。

インターネット環境以外で取り組む手段といたしまして、防災行政無線のさらなる活用、チラシの配布や回覧、ポスターを公共施設や自治会が管理する施設、掲示板などに掲示するなど、アナログ的な方法も積極的に活用していきたいと思っております。

障がいのある方々に対する対応につきましては、明和町障がい者支援センターなどを通じて、情報提供などの各種支援を行っていききたいと思っております。

外国人に対しましては、厚生労働省が外国人向けに作成したリーフレットや、

一般社団法人自治体国際化協会が作成している多言語テンプレートなどを活用して、情報提供に努めてまいりたいと考えているところです。

いろいろな様々な方法を取った中で情報の提供に努めてまいりたいと思っているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

田邊ひとみ議員、再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 今、町長のほうから答弁をいただきました。

自粛も解除されて、新しい対応策に世間的にも進んでいく中で、いろんなことを皆さんされていると思います。私自身もSNSとか、そういうのを、LINEとか、そういうのも、もう今多くの方、高齢者の方もみんなスマホを持たれるような時代になっているんですけども、そういうアイテムの活用がなかなかできていない、理解されていない方というのものもあるもので、そういうことをやっぱりその使い方を教えていく環境をつくっていただくとか、紙媒体であったらぱっと読んで分かりやすいような表現をしていただくとか、障がい者の皆さんや外国人の方やったらそういう方でコミュニティーをつくって、連絡網的なもの、そういうものをつくっていけるような、そういう指導というのを行政のほうからしていただけたらより一層周知も進むのではないかと、こういう思いも持っておりますので、これはちょっと要望ということで、検討していただきたいということで、この場所で言わせていただきます。

次の質問に移ってまいります。

特別定額給付金、10万円の給付のお金のことについてお尋ねをしたいと思います。

町長の先ほどのお話の中でも、6月12日現在、91.07%の方への給付が済んでいると、進んでいるということもお伺いをしましたけれども、私的には100%の方にきっちりお金が届くように、そういうことをしていただきたいと、そういう思いもございますので、質問させていただきます。

この10万円の給付金、申請が進んでおりますけれども、各自治体それぞれ万全の体制で処理に取り組んでおられることと、これは考えております。大変な作業である、このことも理解をしております。その中におかれまして、しっかりとした対応をしていただきたいと考えております。

全国の状況や三重県内での状況、これを調査をしてみますと、様々なトラブル、これが起きております。申請の方法が分からない。私のところにも、どうやって書いたらええんやろとか、コピーするんできやんのやけどと、相談たくさん受けております。それとか、制度の解釈違いによる行政の中での混乱と、こういう話も聞いております。例えば住民の方、これが基準日以降に亡くなったケース等々で、給付金が支給されるんやろかされやんのやろか、対象基準についてのトラブル、こういうものも起こっておると聞いております。

そこでお尋ねをいたします。

こちら明和町ではこのよう場合どのような対応が行われているのか。また、実際にトラブルは起こっているのかいないのか。こういう面について、対策等について答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 先ほどもありましたように、特別定額給付金につきましては、5月1日からマイナンバーカードでの申請受付を開始しております。15日から給付を開始しまして、6月15日現在の人数ベースで91.07%、2万1,038人の方に既に給付が完了しております。

町におきましても当初は、マイナンバーカードによる申請手続きが分かりづらいついとかいったご意見や、添付書類は何が必要かなどのご相談も多数いただいておりますが、それぞれ窓口や電話等でご説明を申し上げまして、申請手続きを進めております。全国的には二重給付、あるいは給付誤り等についての事象も発生しておりますが、当町ではトラブル防止のため電算システムでのチェックのほか、提出された申請書の二重チェックを行うなど慎重に作業を行っているところでございます。現段階で特段のトラブルは発生していない状況でございます。

す。

給付対象の方が基準日以降にお亡くなりになった場合についても今回の給付金では対象ではありますが、既にご家族などからお問合せもいただいております。それぞれのご事情に合わせて個別にご案内して、給付を行っている状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 個別対応をいただいているということで、今、大きなトラブルはないということをご聞かせいただきまして、安心をいたしました。

続きまして、ちょっとこのいろいろの対応の中をされているということ、確認もされているという中で、ちょっと1点すごく気になっている部分で、申請書で申請をされる場合の記入欄に、給付金を「希望する」か「しない」かと、こういう欄があるんですけども、ほかの自治体におきまして、届いた申請書にチェックがされている場合にその人に対して再度確認をしたら、全ての人が間違えてチェックしてしまっていたと、こういう事例が報告されております。間違ったチェックで給付金がもらえなくなるという、こういう事態を回避するために、こちら明和町では何か対策を取られているのか答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 提出されました申請書のチェック欄につきましては、誤ってチェックを入れたという事象も全国的に見られております。当町においても、申請書にチェックを入れられた方がお見えでございます。町では、申請書の確認段階でチェックがあった際には、1件1件全てご連絡をいたしまして、申請者様の意向を確認させていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 丁寧な対応をしていただいているということで、今後
もあと100%に届くまで努力をしていただきたいと思います。

続きまして、この10万円の申請に関しまして、生活保護者関連について質問
します。

こちら明和町では、生活保護関連は窓口だけになっていて、また、福祉事務
所のほうに行っているんですけども、この定額給付金、生活保護の収入認定
にならないということを踏まえまして、滞納処理による差押えや水際作戦で使
わないようにすることと、こういう国の通達もございます。こういうことをし
っかり守っていただきたいと思いますと考えております。これに関しての答弁をお願いし
ます。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 今回の定額給付金につきましては、新型
コロナウイルス感染症の緊急経済対策において、迅速かつ的確に家計への支援
を行うということが目的となっております。今回の給付金の趣旨から見まして
も国は、生活保護利用者の収入とは認定しないとしておりまして、町におきま
しても、今回の特別定額給付金を滞納差押え等の対象とはしておりませんので、
ご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） いろんな制度上の部分、正しく運用して対応してい
たきたいと思います。

続きまして、PCR検査センターについてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス対策の出口戦略を考えていく上で日本は、その根拠と
なる感染者数を把握するためのPCR検査が少ないと、こういうことが問題視

をされております。例えば国立大学で検査を行えば、検体の採取から判定までを大学内で自己完結的に行える、一貫した仕事ができると、国立大学全体が検査体制をつくれば大きな力を発揮できる、こういうことも言われておりますけれども、今現在、国の財政支援が薄い、そういう状況の中では大学も十分な対応ができていない、こういう現状が起きております。また、各都道府県におきましても、医師会の協力のもとPCR検査、これを進めていこうという大きな動きが出ております。

まず、お尋ねをいたします。

こちら三重県内でのPCR検査センターの設置状況について、現状と今後の見通し、今後の計画等お答えください。またそれと併せて、明和町にお住まいの皆さんが迅速に検査を受けられるような体制づくりを急いでつくっていただきたい。そのためにも国・県に声も上げていただきたいと考えております。これらに関する答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 三重県におきましても感染症の早期発見と感染拡大防止に向けたPCR検査体制を強化する取組が行われています。県内では10カ所程度のPCR検査センターを設置したいという考えを県のほうでも表明されております。必要なPCR検査を迅速に実施することができる体制を整備するため、各郡市医師会や市町とも連携しながら、PCR検査を集中的に実施するPCR検査センターの設置を進めているところでございます。松阪管内におきましては松阪市がPCR検査センターを設置することとなり、7月10日に開設をされ、受付を開始され、7月16日から検査を実施されるとのことで聞いております。週2回、午後1時半から2時半の1時間で、1日当たり5件程度の検査をウォークスルー方式で実施するとのことでございます。

検査対象者は、松阪地区医師会管内の医療機関を受診された方で、発熱等の症状など総合的に医師が判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑って、PCR検査が必要だと判断された方という方が対象となります。松阪保健所が

総合窓口となりまして、医療機関からの連絡を受けて、軽症者については松阪市のPCR検査センター、重症者については帰国者接触者外来へと振り分けるということになっております。

なお、受診には医療機関からの診療情報提供書の提出が必要となっております。費用につきましては、PCR検査につきましては無料となりますが、医療機関等の受診に係る保険診療に伴うものについては自己負担がかかってくるという形になっております。

また、伊勢市におきましては、6月1日から週2回、同じ午後の時間でドライブスルー方式でも検査が実施されております。検査対象者につきましては、松阪地区医師会と同様、伊勢地区医師会の会員の医療機関へ受診された方で、PCR検査が必要と判断された方について、自家用車で検査を受けられるということが条件で実施されるということになっております。費用につきましては、松阪市と同様となっております。

このように、かかりつけ医からの紹介のもと、これらのPCRの検査を身近なところで受診できる体制が整いつつあると見ております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 三重県下でもいろんな形で検査体制がこれから順次整備されていくという中、ある一定の安心感も持っておりますけれども、やっぱり住民の皆さんとか話聞くと、健康診断的に予防的に検査を受けたいというお声もたくさん上がっております。これはやっぱりちょっと国の施策に関係してくるんですけども、今はちょっと鼻の奥に綿棒を入れての検査なんですけれども、テレビとか見ていると、唾液の検査で簡易にやれる、そういうような動きも出てきておりますので、国・県、そういう情報もしっかりと入手していただいて、今後もそういうことの情報提供等もしていただけたらと思っております。

また、このPCR検査なんですけれども、今後の感染症の発症に関しましては、やっぱり検査をして、追跡をして、最終的な詰めを行うと、こういうことが大切なんやと、このようにも言われております。その中で、今後検査が広がっていく中で、当然、発症されていない陽性の方というのが表に浮き彫りになってくるといことも十分考えられますので、そういう方の人権保護とか、そういう部分も行政のほうでしっかりと行っていただきたいと考えておりますので、これは要望として言わせてもらっておきます。

続きまして、公共施設における感染症対策についてお尋ねをいたします。

住民の皆さんの暮らしや子どもの学ぶ権利を守るためには、生活様式の変更、感染防止のためのマスクの着用、手指の消毒等、これが徹底されること、これが重要だと考えております。この新型コロナの対策、1年、2年という長期のスパンで対応をしていかなければならない、これが今の考えの中でございます。マスクや消毒のアルコール等の用品を入手する、そのことが困難な皆様への支援を継続的に求めたいと思います。また今後、多くの皆さんが利用をされるであろう公共施設への配備も必要だと考えます。これらの状況把握、点検を行い、対策強化、そしてその継続をしていただきたいと思います。

まず、現状と今後の対策、こういうものについて答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 全国的に感染が拡大しつつあった時期からマスクや消毒用品等の入手困難な状況が続きました。明和町では先ほど来申し上げておりますとおり、群馬県明和町の仲介により購入したマスクやたくさんの会社などから寄贈いただきましたマスクや消毒用品を医療機関や介護福祉施設に配布するとともに、教育機関、65歳以上の方々にも配布をいたしました。

公共施設におきましては、出入口や各窓口に手指消毒液を設置するとともに、多数の人が触れるカウンターなどにつきましては、一定時間おきの消毒の実施、また、飛沫感染防止フィルムを設置するなどの対応をまいりました。

今後の対策につきましては、マスクや消毒液など入手困難な状況が続くこと

も想定されます。町として支援が必要となる事態に備えまして、でき得る限り確保してまいりたいと考えております。

また、公共施設におきましては、施設管理者による徹底した管理のもと、消毒液などに加え、非接触式体温測定用品や、例えば児童生徒などがマスクをつけ忘れてきたときなどに備えた配布用のマスクなどを配備し、感染予防対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ぜひとも継続して対策続けていっていただきたいと思っています。

それで、新聞報道にもされました大きな体温計、こういうことの導入もされて、これかなり広い範囲で評判になっております。導入をしたいという声も上がっておりますので、これすごくいいことだなと考えておりますので、こういうこともこれからもいろんな対応をしていただきたいと思います。

この新型コロナに関しまして、これからどんどん研究は進んでまいります。日々その情報更新もされてまいります。第2波、第3波あるんやろかとか、どういふうに生活していったらいいんやろかとか、そういう長期的な対応、こういうことを考えていく中で皆さんが思っていることは、やっぱりどうやって生活していったらいいんやろ、こういうことに尽きるんじゃないかと思っております。こちら明和町で暮らす皆さんが安心して生活していけるように、正しい情報の提供、そして正しい生活様式のあり方をきちんと周知をしていただきたいと考えております。これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 田邊議員申されますとおり、新型コロナウイルスとの闘いは長期にわたると予想されております。その間やはり大事なものは、感染防止対策の徹底でございます。3密を避けること、身体的距離の確保、マス

クの着用、手洗いの徹底などの基本的対策のほか、例えば買い物は空いた時間に、食事中のおしゃべりは控えめになどといった各場面例での新しい生活様式の実践例を今後町民の皆さんに繰り返し周知をさせていただきたいと考えております。

また、これから夏場を迎えます。マスクの着用は熱中症のリスクが高くなりますので、周囲の人と距離を取れば外す対応も必要であるといった注意喚起のほうも行ってまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） よろしくお願ひしたいと思ひます。そして、熱中症対策、もうかなり今外でマスクをしていると、大変な状況になっております。土曜日、日曜日、月曜日ぐらいのテレビを見ておられますと、専門家の中でもおしゃべりをしていないときはある一定ソーシャルディスタンス、距離詰めたらええんじゃないかとか、そういうような意見も出てきておられます。こういうことを参考に、国のほうもガイドラインどんどん変化していくと思ひますもんで、そういう部分ではそういう情報をしっかりと受け止めていただいて、対応をしていただきたいと思ひます。こちらも要望として言わせてもらひます。

続きまして、子どもの教育、保護者の休業、仕事の減少等、また、うわさや誹謗中傷などあらゆる不安や願ひにこたえるための相談窓口の開設、人に寄り添った支援体制を求めたいと思ひます。

コロナ自粛の渦中、子どもや保護者の皆さんからの様々な相談も寄せられておる、こういう、ちょっと明和町のほうの状況を私把握していないんですけれども、松阪市なんかでもかなりの件数の情報があると知り合いから話も聞いておられます。新型コロナウイルス、これからも長期戦になってまいりますので、特に教育環境での中の支援のあり方、保護者への対応を含めての継続的な相談体制、こういうものを求めたいと思ひます。答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 失礼します。

教育現場におきましても、新型コロナウイルス感染防止に対応した新しい学校生活の環境・体制を整え、継続していかなければならないと考えております。

保護者への対応を含めた教育環境での支援についてですが、臨時休校期間中におきましては、保護者の都合がつかず、家で1人で過ごすことが困難な低学年の児童等につきまして、各小学校で緊急受入れを行い、放課後児童クラブと連携して支援を行いました。

また、保護者との連絡や相談等の体制ですが、学校から保護者への緊急連絡等につきましては、メール連絡網システムにより行っております。連絡網システムについては、ネット環境がなくても携帯電話からの登録を行えば受信することができますので、ほぼ全家庭に登録いただき、利用しています。未登録の方一部ありますが、その場合は電話対応を行います。

保護者側からの連絡・相談につきましては、このシステムではできませんので、その場合、学校に電話をしていただくなどの対応になります。保護者の方もいろいろと心配事やお困りのことなどあると思われまますので、学校としても気軽にご相談いただくよう、日頃から呼びかけを行っておるということでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 今の答弁いただいて、ちょっと安心をしているところなんですけれども、やっぱり学校とご家族の間の壁をぐっと下げて、連絡双方向でやれるというような形というんがすごく大事やと思います、もう遠慮なく相談できるというような、そういう形を今後ともね、コロナ対策以外にもいろんなことに対して影響出てくると思うし、効果もあると思いますので、こういうことも提案させていただきたいと思います。

先ほどもお話ありました自粛ということで、長期のお休みがあったということで、子どものこれからの学習期間ぐっと圧縮されたものになっていくという中でちょっと心配がございますので、ちょっとそれに関して次の質問に移りたいと思います。

子どもたちの学力向上をという趣旨で行われております三重県独自の施策の「みえスタディチェック」、これは三重県独自の学力テストなんですけれども、まず、明和町ではどのような形でこのテストが毎年行われているのか、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 「みえスタディチェック」につきましては、児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、授業改善や個人個人に応じた指導を図ることを目的に、明和町におきましては毎年4月の中旬に実施しております。対象は小学生4年生、5年生、中学生1年生、2年生で、小学生は国語、算数、理科、中学生は国語、数学、理科の科目で実施しております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

学力の向上とか、そういうことをうたってのこのスタディチェックなんですけれども、私たちの立場から考えると、子どもさんに大きな負担になっているんじゃないかと、そういう心配な部分も持っております。

本年度の場合なんですけれども、新型コロナの影響で学校の休校措置、こういうことがありました中で、このテストに関しまして実施をするかどうか、このことが県のほうで協議をされたようでございます。県の教育委員会は1学期中に実施をすると、こういう考えだと聞いております。ただし、市町の学校の実情に応じて実施の可否、こういうことを判断する、こういう流れにもなっていると、こういうことも聞いております。まず、この情報合っているのか、ち

よっとお答えください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 実施の時期につきましては、県は4月の時点では夏季休業開始の前々日までとして、いわゆる1学期中に各市町村で実施されるよう要請をしておりました。その後、緊急事態宣言が発令されたり、三重県の県立高校、県内小中学校も臨時休業期間を延長する中で、「みえスタディチェック」につきましても、9月30日までに実施することというふうに延長しております。現在は9月30日までということになっております。現在学校では、コロナウイルス感染防止対策、児童生徒の学力保証、心のケアを最優先に取り組んでいるところでありまして、実施日につきましては、児童生徒の実態に合わせて各市町が適切な時期を各学校と定めていくこととしております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） それでは、今年度の明和町での実施はどのような方向になっていくのかと、その根拠等もお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 明和町の小中学校につきましても、5月21日より開校、6月1日から通常授業に移行したばかりで、感染防止に配慮した新しい学校体制を整えているところで、先の見通せない状況でございます。現時点では町として統一した基準日は設けておりませんが、9月30日までの期間内に基準日を定めて実施する方向で考えております。当面はコロナウイルス感染防止対策、児童生徒の学力保証、心のケアを優先して取組を進めていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 子どもさんの負担にならないようにこのテストの実施

も行っていただきます。柔軟な対応をお願いいたします。これも要望としておきます。

子どもさんや保護者さんの関連に続きまして、男女共同参画、ジェンダー平等の視点からの質問を行いたいと思います。

こちら三重県では、コロナ自粛による様々な問題、例えばDVや望まない妊娠などの相談をSNSなどの活用で行ってきたと聞いております。これがどのようなものであったか説明をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） それでは、三重県における相談体制についてご説明をいたします。

県では近年特に増加傾向にありますDV被害者の相談支援に当たっている女性相談所、これは三重県配偶者暴力支援センターでございますけれども、こちらで新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、生活不安やストレスからDV等の増加や深刻化が懸念されることから、相談体制を強化した「DV相談プラス」を4月20日から開始しており、これは内閣府による相談受付となっております。こちらは24時間体制で電話やメールでも受け付けをしております。外国人向けの相談も行っており、8カ国語対応となっております。

また、県の女性相談所におけるDV等の相談件数は、県内では4月に66件、5月に39件のうち、明和町の相談件数は4月に3件、5月に1件でございます。

なお、今回の新型コロナウイルスの影響により相談件数が増加したということではなく、平時の相談件数と変化はないということでございます。

次に、三重県の人権センターでは、新型コロナウイルスの影響により受けた相談としましては、その内容から医療機関の紹介や、雇用や助成金の紹介といった窓口案内を行っている状況でございます。新型コロナウイルスに起因する人権侵害や男女共同参画、ジェンダーフリー、DVや望まれない妊娠等に関する相談は現在のところ、まだ受けていないといった状況でございます。

また、国の機関に関しましては、法務省の管轄の松阪法務局の人権担当では、新型コロナウイルスに感染したあらゆる人権相談は、現在のところゼロ件でございました。

なお、厚生労働省からは4月3日に、「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について」といった事務連絡により、DV被害者に対する相談支援や一時保護を継続的かつ迅速的に実施する旨の通知が出されておりました、関係機関との連携を強化しているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。県等の対応を聞かせていただきました。

これらと併せまして、明和町での相談体制の形、これをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 町の体制でございますけれども、児童虐待やDV対応につきましては、町では健康あゆみ課まるごと相談支援係で対応しております。町において、新型コロナウイルスに関連したDV等の被害相談は現段階では入ってはおりませんが、DV相談ナビ、DV相談プラスをホームページにおいて周知をしております、平時からの対応として、県の女性相談所や多気度会福祉事務所、児童相談所、警察、医師、幼稚園、保育所、こども園、学校等の関係機関と連携を密にして、対応を行っております。

例えば、DVに係る相談支援では、まるごと相談支援係へ相談を受けた場合、そのケースに応じて女性相談所等と連携をいたします。併せて、子どもさんがいる家庭では同時に児童虐待の疑いについての可能性も考え、児童相談所、この地域ですと、中勢児童相談所と連携をして、対応を行っております。

離婚問題等法的な相談といたしましては、法テラス、こちらは日本司法支援センターでございますけれども、こちらを相談者にご紹介をさせていただいて

おります。

また、町の人権センターでは、新型コロナウイルスによる影響に限定せず、人権に関する相談を随時受け付けておりまして、内容によっては町の関連する課、または県や国の機関と連携し、相談を行っております。

なお、新型コロナウイルスに特化したDVや人権に関する町への相談は、健康あゆみ課、生活環境課ともに現段階では入ってはおりません。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） それでは、今後の継続的な相談体制としての今後の考え方、方向性、ちょっとお示してください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 継続的な相談体制としての今後の考え方はという事で、一応、町としましては、今後もDV等の被害に遭われた方の相談をお聞きし、その方の状況により対応のあり方や各機関とともに相談をしていくことを考えております。このように町では、DVや望まない妊娠、またその他の人権に関わることなどの被害に遭われた方に寄り添いながら、現在の体制を継続していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ぜひとも継続お願いをしたいと思います。

先ほどもちょっと伺ったんですけれども、全国的にはコロナ自粛によって中高生の妊娠相談というものが物すごく増えていると、こういう報告伺っております。これまで、月平均50ぐらいの相談件数が4月200件、全国であったと、こういうことも聞いております。明和町でなかったということは、本当に安心し

ております。これは、この問題については、萩生田文科大臣のほうも絶対にあってはならんと、こういうようなコメントも出されておりますし、時代に合った対応で子どもを守っていかなあかなくて、こういうことも言われております。中高生の皆さん、自分の身を守る方法を知らない、こういう状況を変えていく必要があると私も考えております。ちょっと聞きましたら、緊急避妊ピルのオンライン処方とか、こういうことが解禁されたという情報も入ってきておりますもんで、政府等が積極的に情報発信、そういうことをしていく、そういうことも町のほうからも声も上げていただきたいと思うし、引き続いて明和町でも丁寧な対策取っていただきたいと考えます。こちら要望としておきます。

続きまして、高齢者とか基礎疾患のあるいわゆる感染弱者、こういう皆さんへの対応、今後どうされていかれるんでしょうか、答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） このウイルスの脅威は、ワクチンや治療薬が開発され、安定的に供給されるまで続き、今も警戒を緩めることはできないと考えております。特に、高齢者や基礎疾患を有する方につきましては重症化するリスクが高い傾向が示されていますことから、これまでも様々な機会を通じて、特に感染予防を徹底していただくよう周知を行ってまいりました。町からは、65歳以上の高齢者へのマスクの配布や、介護福祉施設や障がい者福祉施設へのマスクや消毒剤の配布などを行い、感染予防に努めていただくようお願いしてまいりました。

今後につきましては、繰り返しとなりますが、新型コロナウイルス感染症の発生における教訓を踏まえて、感染症を他人事ではなく我が事として認識していただくよう、ご自身や大切な家族、友人の命と健康を守るために、新しい生活様式を取り入れた感染症に強い生活様式での定着に向けて感染予防に取り組んでいただくよう、広報やホームページなど、またチラシ等を配布させていただいて、周知に努めていきたいと考えています。

また、先ほど、総務防災課長のほうからもありましたように、暑い夏を迎え

るということも考えまして、熱中症予防などについても併せて周知を行って、感染予防に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 総合的な健康管理も含めて、今後の対応お願いしたいと思えます。要望としておきます。

続きまして、国民健康保険、介護保険に関する質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援について、厚生労働省から事務連絡来ているんですけども、感染症の影響によりある一定程度の収入が下がった方々に対して、保険料、保険税等の免除等を行うと、こういう財政支援の対象となる保険税の減免、こういうことがうたわれております。

保険税の減免については、各保険者が条例または規約に基づいて行うものであり、本事務連絡に基づく減免について、現行の条例または規約に対応する規定がない場合は条例または規約を整備すること、こういうことが言われております。

明和町での対応をお伺いしたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 明和町の国民健康保険税の減免につきましては、明和町国民健康保険税条例にて減免することができるよう規定されておりますので、改めて改正は行わず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等については、厚生労働省からの財政支援の基準に基づき減免することとしております。

なお、介護保険料の減免につきましては、このたびの基準に対応できるよう、明和町介護保険条例について所要の改正を本定例会にて追加上程をお願いすることとしております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 国保の関連にいたしまして、傷病手当についてお尋ねをします。

こちらも同様に厚生労働省から事務連絡来ております。明和町ではどのように対応されるのかお伺いをします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 明和町の国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当についてご質問をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であることから、保険者の傷病手当の支給を促すために、国が緊急的、特例的な措置として財政支援をすることとしております。これを受けまして、明和町の国民健康保険においても新型コロナウイルス感染症、またはその疑いによって職場を休まざるを得なくなり、それにより給与の全部または一部の支払いを受けられなかった場合には傷病手当を支給してまいりたいというふうに考えております。このため、本定例会で明和町国民健康保険条例を一部改正する提案をさせていただく予定でございます。この改正をお認めいただきましたら、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間につきまして、直近3カ月の給与収入の平均日額の3分の2に相当する額を就労するはずであった日数分傷病手当金として支給していきたいというふうに考えております。適用する範囲につきましては、遡って令和2年1月1日から9月30日までの期間に属する場合にいたしたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 説明をいただきましたこの傷病手当の部分、伺いますね。あくまでも国保加入者の中のお給料をもらっているサラリーマンの方対象ということになっているんです。国のほうもなっているんですけども、国保の加入者の中にはフリーランスの方であったり、農業従事者であったりとか、お給料制ではないと働き方をされている方もたくさんあるんですけども、こちらの方への対応というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 事業主とかフリーランスの方に対する傷病手当の支給につきましては、特別調整交付金の対象にはならず、町単費でのみの対応というか、町単費の負担になってしまいます。財政的な余裕がない中で、なかなか町単独でというのは制度的にはちょっと難しいのかなというように考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 町単費では負担が大変だという答弁をいただきましたけれども、以前、私、この一般質問の場で、国民健康保険に傷病手当をつくるべきではないかと、そのために国に対して声を上げていただきたい、こういう旨の質問もさせていただいております。このことも踏まえまして、継続的な制度として傷病手当をつくっていく、このお考え、コロナが終息した後も社会生活どのように変わっていくのかも大変不安定やという中で、傷病手当、国保につくっていくこと大事やと思っておりますので、国に対して声を上げていただきたいと考えますが、これに対するの答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 国民健康保険の傷病手当の制度化につきましては、以前、平成31年の3月の定例会での一般質問でもご質問いただいております。被用者保険につきましては、病気やけが、働けなかった場合には休業補償が法的に義務づけられておりますが、国保では任意給付とされていることか

ら、市町の国保ではなかなか実施されていないという現状がありました。厳しい国保運営の中ではなかなか明和町単独で取り組むのが難しいという、そんな答弁をさせていただいております。

このたびの新型コロナウイルスの感染症に対する傷病手当につきましては、その額が100%特別調整交付金で交付されることから、町としても制度の創設が可能になるわけですが、そういった財源が確保されていない中ではなかなかやっぱり難しいのかなと思います。

国に対して声を上げていただきたいとお話でございますが、今後の状況や市町の様子を見定めた上で、国への働き方ができるかどうかを含めて、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） この傷病手当、コロナ対応にしてもちょっと時限的なものともなっておりますもので、ぜひとも声を上げていただきたいと思います。

続きまして、介護保険の減免に関しましても、厚生労働省のほうから事務連絡あったと思います。こちらちょっと介護保険のほうと合わせまして、どのような現状となっているか、町独自の施策等がございましたらお答えを願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 介護保険の第1号保険料の減免につきましては、厚生労働省から示されている財政支援の基準により減免を行うこととしております。

ご質問のありました町独自の施策につきましては、町としては別途負担することで基準に上乘せをしてとの減免は考えておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 町独自の施策も、これから国の補正いろいろなってくる中で、いろいろ流用できる部分もあると思いますので、また考えていただきたいと思います。

町独自の支援策についての質問に入ってまいりますけれども、高橋議員も質問されておりますけれども、ほかの市町でそれぞれの独自の支援策、これを打ち出してきております。

例えば、水道基本料金の無料化とか、子育て家庭への追加支援、これから生まれてくる赤ちゃんへの出産祝い金等の創設の検討、国の支援から漏れた階層の労働者の皆さんに対する支援、離職に伴って住む場所を失う人に対する住宅支援等々、様々な支援が考えられております。

明和町でも柔軟な形であらゆる方向からの町独自の支援策を打ち出していきたいと考えております。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 町独自の支援策ということでございます。

明和町内における消費拡大と生活支援のための「商品券配布事業」、観光施設や飲食店などを支援するための「めいわで食べて泊まって支援事業」などを企画いたしまして、本定例会に補正予算を上程させていただきます。

それ以後につきましては、感染症の蔓延状況や国・県の動向を注視しながら、支援策の検討を続けてまいりますけれども、町単独での支援というのはなかなか厳しい状況でありますことをご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 先ほど、ちょっと例えで言わせてもらいました水道料金のいろいろな支援に関しまして、三重県内でも多くの自治体がこれに取り組んでいるということも聞いております。そういうところで明和町での今の現状、

取組、これをちょっと教えてください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

上下水道料金の対応についてお答えをいたします。

高橋議員の質問でもお答えをいたしましたが、明和町の対応といたしましては、町ホームページに上水道料金及び下水道使用料の納付についてを掲載し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少された方々に対しましては、納付相談を実施しております。今後も相談件数は増加すると予想されますので、引き続き支払い方法について相談を受け付けて、適正に対応をいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 国のほうの2次補正も先週かね、決まってきて、議会のほうでもみんなで話し合っ、声も届けさせてもらおうかと、そういう取組もしております。今回の2次補正でできるだけ柔軟な考え方の視点で住民支援考えていただきたいと考えております。このメニューなんかを見とると、特別会計とか企業会計への繰出し等も視野に入れた対応はできるのではないかなという部分もありますので、幅広い対応をお願いしたいと思います。要望にしておきます。

続きまして、医療関係に対する支援についてお尋ねをいたします。

今回の感染騒動では、本当にたくさんの医療関係者の皆さんが命がけの対応をされております。不足する物資の中、懸命に人命救助に取り組まれた姿勢に改めて感謝を申し上げます。

思いがけずの感染爆発であったとはいえ、今回の騒動で日本の医療体制の問題点も多く指摘をされております。

物資や人員の不足、国の医療体制の改悪による病院機能の低下等々、今後し

っかりと検討をやり直して、計画的に次の事態に備えていく必要があるのではないかと考えます。

また、個人経営の病院等では、コロナ感染への心配から通院を控える、いわゆる通院自粛、こういう現象も起きておりまして、病院の経営自体にもかなり影響が出ている、こういう話も伺っております。

住民の皆さんの命と健康を守るためにも、医療機関に対する必要な財政支援を国に求めていただきたいと思います。これに関して答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、感染患者の受入れ病床を確保するために、周辺の病床も含め病棟全体を空床としている医療機関もあり、受入れ病床の確保は病院経営に大きな影響を与えていたり、一般患者の受診の減少によりまして、収益に影響が及んでいるところもあるというふうなことがあることから、国が今回の第2次の補正におきまして、受入れ病床の確保に伴う損失や収益の悪化に伴う損失の補填に対しまして財政支援を行うことから、今後のその動向を見た上で、必要があればまた県とか県内の市町と歩調を合わせる中で要望していくとか、そういったことにつきましては検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） やはり住民と一番近いところにおるというところで、住民の皆さんの声とか、医療とか介護に従事されている方の声というんが届きやすい、こういう行政から国に声を上げていくということをすごく大事やと思っておりますので、ぜひとも全力で取り組んでいただきたいと思います。要望としておきます。

まだまだ新型コロナ、これの感染に関しましてお聞きをしたいことたくさんございますけれども、今回はとりあえずこれまでとさせていただきます。

長期的な構えが必要である感染症対策については、今後も国のガイドライン等どんどん新しいものが発表されていく、このように考えられております。その情報をしっかりと検討していただいて、住民福祉の向上につなげていっていただきたいと思っております。

私自身、個人的にととても仲よくさせていただいておりますウイルスの専門学の研究者の方がいらっしゃいます。その方からお話を伺うと、やはり正しい知識と正しい行動様式を行うことで、安心して当たり前前に外に出て生活をしていく、そういうことが可能になってくると、このようにおっしゃってられます。人間らしく活動ができる社会を1日も早く実現していかなければならない、私自身も考えております。経済をしっかりと循環させ、命と暮らしをしっかりと守る、また、文化や芸能、芸術の火を絶対に絶やしてはならないと、私はこのように考えております。

これまでは緊急のウイルス対策で接触機会8割減、人と人との接触を断って、ウイルスがほかの人に移らないように、人に移さないように、こういう対策、国のほうで取られてまいりました。自粛という形が行われてまいりました。ですが、その後に一定の終息を受けての自粛解除、今がその時期でございます。これからは感染の機会を8割減らして、日常生活の中でちょっとしたことを注意していく、その中でコロナから正しく逃げて、そして一定のお薬やワクチン、こういうのができるまで頑張っていく、そういう暮らしぶりに私たちは変えていかなければならないんでないかと、そういう思いもしております。

感染する機会を8割減らしていくこと、例えば専門家に聞きましたら、体、手についたウイルスを100分の1に減らしていったら、たとえ体に入っても発症はしない、こういう研究もあるということも伺っております。これは「100分の1作戦」というんで、これを提唱しておられる方、私、テレビを見ていたら、本当この週末、週明け、そういうことをお話しされているということも耳にしております。ウイルスと一緒に共生をしながら、次の新たな対策が出てくるまで、しっかりと元気に行動していける、そういうことを私たちこれからや

っていかないかなのかなと考えております。まず私たちができることとして、会話をするときにはマスクをする、ソーシャルディスタンスも、そのときそのときに応じての柔軟な対応で行っていく、そして手洗いをしっかり行う、空気の換気を行う、そういうことを正しく、でも気軽に暮らしの中に取り入れていく、そういうことで誰もが健康に暮らしていける明和町をつくっていける、そういう未来が実現する、こういうことを私願っておりますので、このことを最後に申し上げまして、今回の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

昼食のため暫時休憩いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（北岡 泰） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時まで。

（午前 11時 45分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

8番 松本 忍 議員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、松本忍議員であります。

質問項目は、「成年後見制度の町の取組について」、「鳥獣害対策の取組について」の2点であります。

松本忍議員、登壇願います。

(8 番 松本 忍議員 登壇)

○ 8 番 (松本 忍) 議長から登壇のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、成年後見制度の町の取組についてお伺いします。

認知症、知的障害そのほかの精神上的障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えることが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。

しかし、成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことにより、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、令和3年度までの5年間に市町による中核組織の設置を目標としております。

そうした中、明和町障がい者計画の下、明和町地域福祉計画・地域福祉活動計画第1期、令和元年から令和5年のものがございますけれども、環境づくりの一つとして「いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりをすすめます」、将来の明和町の姿として「住民一人ひとりの(自分らしく暮らしたい)気持ちが大切にされる地域づくりがすすみます」とうたわれております。

その中で行政の役割として、自立した生活を支え、一人一人に合ったサービスが提供できるよう、教育や障害、児童、高齢者福祉等の各種施策を進め、誰もが意思を尊重されるよう、成年後見制度の啓発・活用により権利擁護を進めます。また、社会福祉協議会のその役割として、ニーズに沿った生活支援サービスの開発を進めます。日常生活自立支援事業や成年後見制度(法人後見等)の活用により、権利体制の推進に取り組みますと書かれております。

その中で、まず現在の状況等をお伺いしたいと思います。

療育手帳取得者、重度、最重度、精神障害保健福祉手帳1・2級、要介護3

から5のうち認知症状のある方などで、後見、補佐、補助が必要とされる方々の推移をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 松本忍議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 松本議員のほうから、成年後見制度の関係でご質問いただきました。松本議員おっしゃられますように、認知症、知的障害、そのほか精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会を迎えての喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することになるものだというふうに思っております。

しかしながら、成年後見制度は、おっしゃられるように、これらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないところであります。

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年後見制度の利用が促進されるよう取り組むこととされているところです。当町におきましても、今後、成年後見制度の利用が必要な方が増えていくと思われますことから、利用が促進されるよう体制整備等に取り組んでいきたいと考えているところです。

手帳等の取得状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 療育手帳の取得者のうち、重度と最重度の方は、平成26年時点で50人、平成30年時点では58人となっております。また、精神障害者保健福祉手帳取得者のうち1級と2級は、平成26年時点で42人、平成30年時点で72人となっております。

さらに、要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方は815人、これは平成30年11月時点でございますが、そのようになっております。

令和元年7月時点で成年後見制度を利用されてみえる方は合計62人で、内訳

としましては、後見が55人、補佐が4人、補助が2人、任意後見が1人でございました。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） それでは次に、成年後見制度の町長による審判の申立ての件数の推移についてお教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 成年後見制度の利用が適当であるにもかかわらず、親族がいない、あるいは疎遠である、また、虐待等により不当に権利侵害がある場合などは、市町村が申立てを行うこととなります。

町長による審判の申立て件数としましては、平成30年度に2件、令和元年度に1件となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） お隣の玉城町では、昨年、厚生労働省の研修も終え、三重県の重点取組市町に手を挙げて、県の支援も頂きながら早期の中核機関の整備、設置、基本計画の策定に向け奮闘中です。国は、中核機関は「小さく生んで大きく育てる」をキャッチフレーズに取り組んでいます。

これらを踏まえまして、明和町の今後の取組につきましてはどう考えているのか、現在の町及び社協の取組状況を教えてください。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 平成29年3月に閣議決定されました国の成年後見制度利用促進基本計画におきまして、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みである地域連携ネットワークの構築を図ることとしておりま

す。

市町村は、この計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての計画を定めるよう努めるとされておりまして、町としましては、今年度策定予定の第9次明和町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、及び第6期明和町障がい福祉計画に、利用の促進に関する内容を盛り込んでいきたいと考えております。

国の計画にあります地域連携ネットワークは、保健、医療、福祉、司法の各分野にまたがるもので、この中に中核的な機関を設置し、運営については、市町村が直営または委託により開設することに努めることとなっております。

町としましては、将来的に地域連携ネットワークにおける中核的機関の役割を担うものとして成年後見サポートセンターを令和4年4月開設を目標に整備していきたいと考えております。このセンターにつきましては、相談や周知啓発、ネットワークの構築、法人後見事業を担えるよう、高齢者、障害者、生活困窮者等の相談業務や地域福祉の実績のあります明和町社会福祉協議会への委託を検討していきたいと考えております。

現在、明和町社会福祉協議会では、法人後見事業を担える人材の育成としまして、社会福祉士の資格を持つ職員2名が社会福祉士会主催の成年後見受任者養成研修を受講中でございます。この研修につきましては、4年間ほど必要となっておりますので、まだ研修が修了していない状況となっております。

また、障がい者生活支援センターが開催しております、当事者や家族、関係団体で構成します地域自立支援協議会におきまして、法人後見事業についての検討を行っております。

中核機関の整備につきましては、今年の秋頃に準備検討委員会が開催できるよう準備を進めておりまして、委員としましては、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの専門職に依頼をしまして、オブザーバーとしましては、家庭裁判所のほうへも依頼していきたいと考えております。

職員の研修につきましては、厚生労働省の主催の中核機関整備についての研

修を今年度受講する予定となっておりますが、今回のコロナウイルスの影響によりまして、まだ開催のほうは未開催という形になっております。

以上となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 令和4年4月開設って、本当に素晴らしいことだと思います。本当にいい答弁を頂きました。ありがとうございます。

では、その中で、準備委員会を今年の秋に設立されるということですが、その準備委員会に、委員の方で、まず町内の皆さんで専門的な知識を持つ方をメンバーに募っていただいたほうが、地域に密着した中核機構を立ち上げるのにいいのではないかと思いますけれども、そのようなお考えはないのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 法人後見事業を含む成年後見制度につきましては、先ほど申しましたように、障がい者生活支援センターが開催しております、当事者や家族、関係団体で構成します地域自立支援協議会において検討を行っております。準備検討委員会の委員につきましては、地域自立支援協議会も含めて、先進的にこの事業に取り組んでみえる市町の状況を把握して、今後検討していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） それでは、少しでも幅広く人材のほうを応募して、しっかりした中核機関をつくるのに目指していただきたいと思います。よろしく願いします。

それでは、先ほどの課長の答弁のとめ直しになるかも分かりませんが、

令和4年4月に、中核機関を併せ持つ成年後見サポートセンターの開所ということにつきまして、町長に対し確認と、それに対する思いのほうを述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 課長申しあげましたように、令和4年4月に開設に向けて進めていきたいと思っております。こういった制度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、利用してもらおうというか、きちっと体制を整備していく必要があると思っておりますので、努力して令和4年4月に開設させていただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 町長のほうもしっかりとサポートして、よろしくお願いします。と思います。

それでは次に、成年後見サポートセンターが開所してからのことになるとは思いますが、なるべく身近で細部にわたり気配りができるであろうと思われまます市民後見人についての考えは、今後養成していくおつもりはあるのでしょうか、お伺いいたしたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 市民後見人につきましては、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の後見人となるべき親族が見当たらないというケースが増えてきています現状の中で、この親族後見人の減少を補う形で後見人の役割を担ってみえるのが、今現在は弁護士や司法書士などの専門職であります。これらの専門職の後見人不足が今後一層加速することや、高い報酬が発生する可能性があり、敬遠する人も少なくないといったことから、市民後見人の養成を求める動きが見られているということは認識しております。

市民後見人につきましては、後見人として家庭裁判所から選任された地域の

一般市民で、被後見人本人に代わって財産の管理や介護サービスなど様々な契約を行うなどの役割をする方のことで、同じ地域に暮らす方が日常的な見守りとして、訪問や本人の状況に合わせたきめ細かい支援をすることが期待されているものでございます。

専門職ではありませんが、地域に暮らす一般市民が研修を受けた上で、身近で暮らす高齢者や障害者等の後見を担う市民後見人の養成及び活用が今後求められるため、このことにつきましては、中核機関の役割として今後検討していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） それでは、その件につきまして前向きに進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは次に、今後、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護認定を受けているなどのニーズが想定できる方はいいですが、どれにも該当しない方のニーズの把握はどのように進めていったらいいのでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 全てのニーズを把握するというのは困難なことだと認識しておりますが、例えば民生児童委員さんや自治会、あるいは関係機関等から地域包括支援センターや障がい者生活支援センターに寄せられる情報、あるいは総合相談支援ケースの情報、こちらを活用していきたいと考えております。また、認知症の高齢者につきましては、徘徊SOSネットワークの登録者の情報、あるいは高齢者や障がい者など日常生活自立支援事業の利用者の情報などを活用して、将来的に成年後見制度を必要とする方がどれぐらいいらっしゃるのかというニーズの把握に努めていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） これはざくっとこう言われていることですがけれども、支援が必要な方は人口の約1%いると言われていています。明和町はそれは230人はいると思われますので、これからの積極的なニーズの把握を要望しておきます。よろしく申し上げます。

この項目の最後の質問になりますが、成年後見サポートセンターがない現在、例えば、現在、後期高齢者の親御さんと50歳代の障害をお持ちの子どもさんと2人暮らしの家庭があったとしますよね。その場合、第三者後見人を求めているが、裁判所にどのように申請していいか分からない、また、申請の書き方が分からない、そんなようなときはどのようにしたらよいのですか、教えていただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在、健康あゆみ課まるごと相談支援係、あるいは地域包括支援センター、あるいは障がい者生活支援センター、あるいは明和町社会福祉協議会で、ご本人や家族、関係者に制度を利用するためのご説明や相談を行わせていただいております。また、本人や家族などが家庭裁判所に申立てをするための支援、家庭裁判所への同行など、きめ細かく利用者寄り添った支援を現在も行っております。何かお困りのことがございましたら、ご相談いただければと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますでしょうか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 丁寧な周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

急速に進む高齢化に伴い、懸念される認知症、親亡き後の障害者の支援とセンターの開設までの1年半により、きめ細かな対応をお願いして、次の質問に替わります。

続きまして、獣害対策の取組についての質問を行います。

まず、昨年度の鳥獣による被害状況及び駆除実績等を教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

昨年度の鳥獣によります被害並びに駆除数についてご回答させていただきたいと思っております。

まず、昨年度の被害状況でございますが、アライグマ、ハクビシンなど中型獣類によります被害、こちらにつきましては町全域で発生をしております。被害作物といたしましては、キュウリ、トマト、スイカ、トウモロコシなどの各種野菜、果樹でございます。次に、カラス、カモなどの鳥類の被害につきましても、ほぼ町内全域で発生しております。被害作物は、水稻、また各種野菜等になっております。また、イノシシによります被害につきましては、南部丘陵地、大仏山地区を中心に町南部で発生しております。被害作物は、水稻、各種野菜、果実等になっております。

次に、昨年度の駆除の実績でございますが、猟友会による駆除数は、イノシシが22頭、カラス等の鳥類が68羽となっております。また、町の箱わなを貸し出してアライグマ等の中型獣類を駆除させていただいておりますが、こちらは48匹となっております。本年度におきましても、もう6月の中旬ということで2カ月半ほどが済んでいるわけでございますが、今年につきましては、既にアライグマが29匹、ハクビシン1匹、なお、このアライグマにつきましては、この春に生まれたと思われる子ども15匹を含んでいる、そのような状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますでしょうか。

松本議員。

○8番（松本 忍） イノシシの捕獲数は、一昨年が21頭ですからほぼ横ばいの

な状態ですね。昨年の箱おりわなは10基でした。今年、去年、何基増設したのでしょうか。

また、アライグマ等の中型獣の貸出し用の箱わなは幾つあるのか。また、要望に対して充足しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

まず、イノシシの箱わなでございますが、町といたしまして、昨年、2基増設させていただいております。現在、町所有といたしましては7基ということになっております。前回、10基と回答させていただいておるわけでございますが、これは自治会所有物等を含めさせていただいて10基と回答させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、アライグマ等々の中型獣類の貸出しの箱おりでございます。現在、こちらにつきましては、9つの箱わなを用意させていただいております。今年に入りまして既に29匹のアライグマをつかまえさせていただいておりますが、要望に対して待っていただくということは、現在のところ発生していないような状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますでしょうか。

松本議員。

○8番（松本 忍） イノシシ用の箱わなは、多く仕掛けたほうが多く捕獲できるというような考え方ができると思うんですけれども、猟友会の皆さんと、箱わなの目標値、幾つぐらいがあったらいいんやとか、そういう協議等はされたことはあるんですか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

今後の話になってくると思うんですけれども、明和町鳥獣対策協議会というのを3月に設立させていただいたところでございますが、その中で、適切な箱

わなほどの程度かということの中で、今後協議をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますでしょうか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 協議を深めて、適正な量を数え、そしてまたその設置に向け努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、アライグマ、ハクビシンが昨年48頭、今年に入っても30匹と増加傾向にあると思いますが、わなの数は充足しているということで、9基かな、それで、全部、町が貸し出ししたもので捕獲されたものなんですか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 町に対して、こういうアライグマがおるよというふうなお話を頂いた場合につきましては、貸出しをさせていただいているような状況でございます。民間委託というか、民間のほうでもこういう駆除業者さんがおみえになるということの中で、そちらのほうへ依頼されとるとか、そのような件数については、当方としては把握はさせていただいていないんですが、住民の皆様方からそういう問合せがあった場合につきましては、私ども産業振興課としては対応させていただいていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますでしょうか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 町にそのわながあるということを知らん人もおるかと思えますので、啓発のほうを十分させていただいて、何かあったときは町の産業振興課のほうへ連絡くれということをもた再アピールしていただいたほうが良いと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、今年3月に、先ほど課長のほうも言われましたけれども、明和町鳥獣害対策協議会についてお聞きいたします。

事業計画について、どのような計画を持っているかお教え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

今年、令和2年3月6日に設立いたしました明和町鳥獣被害防止対策協議会、今年度、事業計画といたしましては、国の補助金、鳥獣害防止総合対策交付金を活用した事業、主に2点ございますが、この2点をさせていただきたいと考えております。

まず1点目でございますが、鳥獣被害防止総合支援事業といたしまして、侵入防止柵の設置等によりまず被害駆除の実施に向けた検討をさせていただきたいと思っております。まず、イノシシの被害に悩まされております南部丘陵地、大仏山地区で行っていきたいと考えております。

次に、2点目でございます。鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業というものでございます。こちらは、猟友会を中心に鳥獣の捕獲等を実施させていただくものでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 今回の2つの事業があるということではございますけれども、どのような施策ができるか、もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） それでは、ちょっと詳細についてご説明をさせていただきます。

まず、鳥獣害防止緊急捕獲支援事業でございますが、こちらの事業につきましては、猟友会を中心に鳥獣の捕獲を実施していただくものでございます。国からの補助金は、捕獲したイノシシ1頭につき幾らというふうな、捕獲頭数に

応じて支払われるもので、パトロールなどの日々の活動経費については町が支払いをさせていただくような状況でございます。

地域関係者が一体となった被害対策の取組や、ジビエ利用拡大に向けた取組等の支援メニューがございます。三重県が推奨しておりますのは、獣害対策の基本となる、できる限り囲う、適切に捕獲するというものがございます。すなわち、農産物の被害に遭わないよう、柵などで囲い侵入させない、また農産物に被害を与える鳥獣をとらえるというものでございまして、捕獲の役割を、主に猟銃免許をお持ちの方々である猟友会に担っていただこうと考えております。

また、囲う、柵の設置の部分につきましては、材料費などを補助金として活用するもので、設置及びその後の維持管理については地元で担っていただくこととなっております。先進地の事例でございますが、柵は、設置よりも後の維持管理に最も重要であるということでございます。柵は設置いたしましても、どこか1カ所隙間があると、そこから入ってくるということで、効果は半減します。日々のメンテナンスが本当の意味で重要ということになってきております。

また、先ほど申し上げました獣害対策の基本には、ほかには、餌場をなくす、また隠れ場をなくすということがございます。つまり、家の外で残飯とか、農地の収穫しない作物、稲刈り後のヒコバエなど、鳥獣の餌となるようなものを除去する、また、藪など鳥獣の隠れ場所となるような場所をきれいにするということがございます。こちらの対策は、個人や地域で取り組めること、もっと言えば、個人や地域でしか取り組めないようなことでございます。

獣害対策は、獣害により強い集落づくりと言われております。個人、地域が主体となり取り組み、意識の啓発、体制づくりとして、行政として支援を行っていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますでしょうか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 説明を基にお聞きしたいと思います。

まず、先ほどの課長の説明と後先するか分かりませんが、まず、どのような防護柵を想定しているのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

防護柵につきましては、いろんな電気柵とか、いろんな柵があるというふうに聞かせていただいております。明和町といたしまして今考えさせていただいておりますのは、維持管理が一番楽であろうと考えておりますワイヤーメッシュ、こちらの防護柵がいいのではないかということの中で、今後、協議会に提案させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますでしょうか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 課長の話では、ワイヤーメッシュの防護柵ということですね。費用的なものは、その協議会とか補助等で、材料費と、当然、組み立てる手間等要ると思いますが、どのぐらいの範囲で助成のほうは考えているのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 助成に対しましては、各ある分ということの中で、いろんな制約があるかというふうに思っておるわけですが、予算の許す限りということの中で考えさせていただきたいというふうに考えております。

その場所にもよりますし、高さや、イノシシで考えさせていただきますと、1メートル50のワイヤーメッシュということで、メートル1万5,000円ぐらいですかね、かかってくるというようなことで聞かせていただいておりますので、それで、どの程度いるかということの中で、何年間の計画ということも考える中で対応させていただきたいと考えている次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 設置費用等はどうなのか、言うてもらいましたかね。もう一度お願いします。

○議長（北岡 泰） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 設置費用につきましては、この事業のほうで対応させていただくということでございます。

申し訳ございません。訂正させていただきます。

設置費用につきましては、原材料支給という概念でございますので、設置費用につきましては、地元の賦役ということで対応させていただきたいというふうに考えております。

ただ、現在、農地のほうで多く事業をしていただいております、多面的機能支払交付金というのがございます。こちらのほうで、こちらの分について日当等はお支払いをしていただくことは可能というふうに聞かせていただいているような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 多面的機能のほうで手間代等は負担とかそういうお考えということなんですけれども、私の住む大仏山の周辺のところですね、多面的事業で使っとる各自治会なり団体が幾つもあるわけなんです。ですから、その中で、どのように多面的から、各それぞれ事業主体にしても、やっとする方針等が、もう自己企画もされていますし、それから、その中でまた柵の設置代を出す、そういうのはなかなか難しいんじゃないかなと思いますよね。それだったら、材料費プラス設置手間は、設置手間ぐらい、そんなに多くじゃなくてもいいと思うんですけれども、町のほうから町単独で助成していただくとか、そういう

ことはできないのでしょうか。その辺、ちょっと町長のほうにお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 詳細をまだ聞いておりませんし、先ほどのメーターのやつ、1万幾らということで、ワイヤーメッシュですかね、そういったことについても聞いておりませんもので、今あれなんですけれども、状況に応じてそれは町単も考えていく必要はあろうかと思ひますけれども、今現在、やりますということは、この場では控えさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） やっぱり山間部の一つの集落や山にかかるとか、その自治会で何とでもせなあかんとか、そういう意気込みもあると思ひます。うちの地域の場合は、やっぱり幾つの自治会、それで団体があると、その中でやっぱりここが困ると、ここが困っていないとか、いろいろ温度差というのが出てくると思ひんです。ですから、やっぱりやるには、町のほうで手間代のある程度の持ち出しは必要ではないかなと思ひますので、これは強く要望させていただきますして、事業採択を考えるとときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、個人的な事業、まず、今、町内各地、獣害のために個人で電気柵等を設置されている方がたくさんみえます。それに対して、フェンスを設置するのはよろしいですけれども、それにはかなりの時間等がかかると思ひますので、緊急的な措置として、個人にその柵の一部を補助するというお考えはないのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

本事業は、議員おっしゃられるとおり、この事業については、地域で取り組んでいくというのが一つの方向性だというふうにお考えさせていただきますして

す。他の市町を確認させていただきましても、なかなか実施するには時間がかかっているというような状況でございまして、その事業の効果を発揮するには相当の時間を要しているような状況を確認させていただいたところでございます。

先ほども申させていただきましたように、個人でなかなかさせていただくということの中で、電気柵、個人がやるという場合の補助はというふうなご意見を頂いとるわけでございますが、現段階では非常に難しいかというふうに考えているような次第でございます。

あくまでも個人一人一人でできることをやっていただかなあかんというふうには考えますが、やはり地域ぐるみの中で何らかの対策をしていただかなければならない。個人がやったことによって、またその場所が替わるというふうなことではあかんというふうに考えておりますので、地域ということの中で取組をお願いさせていただきたいということの中で、現在、個人に対する補助ということは、町としては考えさせていただいていないような状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 課長もよく言われる、お隣ではとはよう言われるんですが、松阪市では個人施策として電気柵等を1件当たり最高5万ですが、補助をやってみえましたね。やはり個人で農作業をして、作付をして、それは獣害により収穫がなくなった。耕作意欲がなくなってくると思うんです。ですから、それもこれからの農業の施策に関しては大変重要なことじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

今、近隣のことを言うていただいたと思うんですが、松阪とか多気については、さっきの多面的な、町長が答弁させていただいた関係もちよっと振り返ら

せていただくと、松阪とか、議員言われるように、山間部においては、やはり
獣害ということで苦勞されとるとということの中で、この多面的の利用を大いに
していただく中で、活用していただいているような事情もあろうかと思えます。

その中で、電気柵についてという話の中で、その言われている山間部と明和
町とどういうふうな位置づけかということになってくると思うんですが、電気
柵という話の中で、個人が設置して、非常に危険なところもあろうかというこ
との中で、そこまで踏み込んで今からどうこうという、町として単独で助成を
していくということについては、今のところはまだ考えていないということの
中でご理解いただきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 個人の零細的な農業をやってみえる方、その方の意思も含
めて、前向きにご検討をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。
これは要望としておきます。

それで、今、猟友会にイノシシ等駆除の委託をさせていただいておるとい
うこととおっしゃっていただきましたけれども、出来高制の場合、一体幾らぐら
い1頭当たりお払いになっているんですか。よろしくお願ひします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

猟友会への委託につきましては、先ほどの出来高制ということの中で、成獣、
大人でございますが7,000円、そしてウリ坊と、幼獣につきましては2,000円と
いうことでお支払いをさせていただきたいと考えております。それから、通常
経費といたしまして36万5,000円、こちらは、見回り等を実施していただく費
用ということの中でお支払いをさせていただく予定にしております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 成獣のほう7,000円はよしとして、幼獣2,000円、これ、幼獣も1年たったら成獣になるんやで、成獣の半分ぐらい出してもいいんかなとは思うんですけども、どうですか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

この2,000円が高いか安いかわかるかという話になってくるかと思うんですが、国から出ている基本の補助金といたしましては1,000円ということになってきております。それに対しまして、町といたしましては上乗せを1,000円させていただきまして、2,000円ということをお願いをさせていただいておるわけございまして、こちらも今後、今年から初めてさせていただくということでございますので、猟友会のご意見とか、そこら辺の周辺の状況、市町の状況、そして町財政等を勘案させていただきまして、適時、見直しをできるものであれば見直しを実施させていただきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 猟友会の皆さんとよく協議して、これから上げやなあかんのは上げて、そんな要らんよというんやったらもう下げてもいいし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、昨年、これから三重県と市町村により大仏山で協議会をつくり、イノシシの駆除を行っていくと、前回の質問で答弁を頂いてあります。現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 昨年答弁させていただいておりますように、伊勢市、玉城町、明和町、こちらで協議を実施させていただいております。この協議におきましては、大仏山に限りという、そういう条件がついておるわけござい

ますが、各市町の猟友会の会員が、市町の市町村界、こちらを越えて駆除ができるよう、話し合いの場を設けさせていただいております。新型コロナウイルスの関係で会議の開催が遅れておりますが、間もなくこういうことができるよう対応させていただきたいと考えるような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） コロナの関係で協議会の開催とか遅れるという、それは仕方ないことだと思いますけれども、明和町としては、伊勢市の猟友会さん、玉城町の猟友会さん、明和町の猟友会さんを含めて、協議会のほうでどのようにしていくという、今、どのような案があるのか、分かれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

どのような案があるかというのと、町村界のところにはちょうどけもの道があるとか、そういう状況の中に、そこへわなが仕掛けられるかというのと、町村界をまたいでおって仕掛けられないよねとか、そういう事案もあろうかと考えております。そのために、町村界を越えて、大仏山を一つの区域という考え方の中で、猟友会全てがこのイノシシ駆除、ここら辺をできるような考え方で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 分かりました。

大仏山は、三重県の所有する公園が大部分を占めているわけですね。その中で、いろいろ駆除の費用、いろいろ経費等要ってくると思います。それは県のほうでは持ってくれるんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） その地権者がどうのこうのという話は、私、確認をさせていただいておりませんので、答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思うわけなんです。基本、このいろんなこういう施策がある中で、各市町が自分のところの区域を実施させていただくということでやらせていただいておりますということから言えば、その地権者に対して等分の負担を求めるといのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） その協議会には当然県も入ってもらえるんでしょうから、いろいろと県に協議して、県のほうからやっぱりある程度の負担を頂かんことにはその協議会のほうも進んでいかんと思いますので、強く要望していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

それでは次に、今年正月頃から明星地区に1匹の猿が現れました。正月から1月、2月ぐらいまで居続けて、住民の皆さんからも多くの情報を頂きました。それに対してどのような対策を取ったんでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

今年の1月から2月にかけてさせていただいて、明星地区を中心に現れた猿についての経過についてご報告させていただきたいと思います。

1月15日に菘村ウリナカ地区で目撃情報が入ったのが初めてでございます。2月18日には新茶屋地内で目撃情報が最後ということの中で、結局、1カ月ほど明和町内に居座っていたこととなります。その後、猿につきましては、伊勢方面へ移動したものと考えているような次第でございます。

この間の対策につきましては、注意喚起といたしまして、教育委員会を通じて小学校、こども園に連絡するとともに、防災無線での放送を1月17日から2

月1日までの間、延べ6回実施させていただいております。また、関係機関と連携いたしまして、明和交番、明和消防署にも連絡し、パトロールのほうを強化していただいたところでございます。

1月17日には、パトロール中に猿を発見し、交番職員と町職員で1時間ほど追跡したという経過もございますが、捕獲を試みましたが、結局失敗に終わったと聞かせていただいております。

また、2月8日からは、猟友会による箱わな1基を設置しましたが、最終的には捕獲することには至っていないような状況でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 捕獲もどのように、網で捕獲を試みてみてもろたんか、どのような捕り方をしていただいたか分かりませぬのやけど、1つ提案なんですけれども、今、よくよその県で、吹き矢によってシカを捕獲したとか、いろいろ聞くんです。それで、私が見かけた猿も、本当に目の前まで猿が来て、2メートルぐらいのところから、向こうのほうから威嚇してきたような感じなので、まず子どもなんかもしその場におったら何か危ないなというような気がしたんです。それに対して町のほうからも、追っかけて追いやるのかどうか分かりませぬけれども、吹き矢とかそんなんで利用して猿を捕獲等はできないんでしょうか。

○議長（北岡 泰） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

麻酔の吹き矢について、使用できないのかということでご質問いただきましたので、答弁させていただきたいと思っております。

まず、吹き矢自体、こちらにつきましては、銃器、銃関係ではございませんので、許可なく使用できるというふうに考えさせていただいております。

ただ、矢につけさせていただきます麻酔薬につきましては、こちらは薬品と

なってまいりますので、誰でもが使えるものではございません。獣医師の資格などを持っている者によって使用ができるというふうに聞かせていただいております。

県や周辺市町に聞かせていただいたところ、吹き矢については、射程距離がおおむね5メートル程度と非常に短いということで、おりの中にいるような猿、こちらについて、自由に動けないような状態の猿についてこの吹き矢をすることについては、ある程度命中させることはできるというふうに考えておるわけなんでございますが、一般的に、そこら辺で逃げているような猿、こちらに命中させるというのは非常に至難の業ということで聞かせていただいているようなことでございます。そういうことの中で、使用できるとすれば、基本的に捕獲後の使用ということになってこようかというふうに考えております。

いずれにしましても、この明和町内で猿が出たということで、銃で撃つというふうなことはできないような状況でございますので、麻酔の吹き矢というのもしろんなところで今研究されているというふうな話も聞かせていただいておりますので、そのようなことに対して今後どういうふうにしていったら、体制の整備とか安全性、そちらのほうも確認をさせていただく中、今後の動向、情勢を収集しながら、可能性ということの中で探りを入れさせていただきたいというふうには考えてございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○8番（松本 忍） 先ほども申しましたけれども、今年の正月頃から明星に現れた猿は、本当に2メートルぐらいのところまで行っても全然逃げないで、平気で余裕を持っておった感じですね、もう慣れてしまって。そういう場合やったら、吹き矢なんて物すごく有効じゃないかなとは思っていますので、これからぜひ検討していただき、実施に向け努力していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、町民の皆様が安心・安全に暮らせるよう、積極

的に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、コロナ禍の一日も早い収束を願い、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で松本忍議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。2時まで。

（午後 1時 50分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 00分）

11番 下井 清史 議員

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「新型コロナウイルス感染症に係る対応と2波3波に向けて」の1点であります。

下井清史議員、登壇願います。

（11番 下井 清史議員 登壇）

○11番（下井 清史） 議長より許可を頂きましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様と感染拡大により生活に影響を受けている地域の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、今もコロナと戦っておられる関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

安倍内閣は本年3月10日に、新型コロナウイルスの感染拡大を公文書管理ガイドラインに基づく歴史的緊急事態に指定し、コロナ対策におけるこれまでの決定プロセスが記録に残され、将来にこの教訓をどこまで伝えられるかが課題になるものと考えます。また、日本における新規感染者数は減少傾向にあり、緊急事態宣言も段階的に解除されてまいりましたが、各所でクラスターが発生し、10代の感染者も増えてきている中、第2波3波が現実のものとなっております。

これらを踏まえ、これまでの明和町の対応、対策において課題があるのではと感じるとともに、2波3波の発生もしっかりと視野に入れ、その準備も必要なのではという思いから質問をさせていただきます。

まず1つ目として、児童生徒への各学校の対応と今後について。

2つ目として、学童保育の現況及び行政、学校との連携について。

3つ目として、2波3波への取組について。

以上3点の質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

では、1点目、児童生徒への各学校の対応と今後について幾つかお聞きいたします。

明和町の各小中学校では、新型コロナウイルスから子どもたちを守るため、4月10日から5月21日まで休校措置を取られました。子どもたちはもとより、保護者や地域の方々から、長期にわたっての休校による学力不足、メンタルや身体面での影響を心配する声、また、学校を再開した現状においても、今後の不安など様々な意見をお聞かせいただく中で、各小学校の対応には差があるように感じました。

中学校では早々に、SNSによる生徒への発信をされたと聞いておりますが、小学校では、それぞれの学校や学年によって違いがあったり、開校まで全く何

もなかったところもあると聞いております。

コロナによる混乱が影響を及ぼした部分もあるとは思いますが、このようなばらつきが発生した事実があったのか、あったのなら原因はどこにあったのかお聞きいたします。

次に、明和町で中学校と小学校の夏休み期間は同じとなっております。特に中学3年生は受験を控えておりますが、受験生にとっては休校中のタイムロスがかなり影響するものと思われる中、SNSでのオンライン授業で受験生に対する学力が補えたと判断しての夏休みの期間設定なのでしょうか。

どの学年も学力に心配はありますが、受験を控えている生徒への独自の対策は考えているのかお聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（下村 良次） 新型コロナウイルス感染症に関しまして、この先なかなか予断を許さない状況でもございますし、甘い見通しを持つことができない現状ではございますが、これまで新型コロナウイルスに感染をしてお亡くなりになられた方々のご遺族の皆さんに対し謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

下井議員からは、そのコロナ禍における学校休校中の児童生徒への各学校の対応と今後についての質問を頂いておりますので、お答えいたします。

まずは、休校に至るまでの状況等もちよっとお伝えをさせていただきたく思います。

4月6日、小中学校の新年度がスタートしました。明和町は4月10日から休校となりましたので、たったの4日間、それも入学式を含めた4日間で学校休校となりました。新年度が始まったばかりです。先生方の異動の時期でもあります。進級、そして進学とクラス替えもあり、担任の先生も替わり、子どもたちは、新しい先生方との出会いに胸躍らせながらの、本来であればスタートで

す。新任で異動で新しく着任した先生方はもちろんのこと、多くの先生は、子どもたちとの新たな出会い、新しい学年での出会い、子どもたち同様、胸躍らせているときでもございました。

そんな中での休校です。小中学校という校種の違いはもちろんのこと、学校規模、学校事情はそれぞれ違いますが、そんな中での休校中の対応、夏季休業、冬季休業とは全く異質のイレギュラーな休校でございます。家庭訪問等、そして課題の提供等、考えることは山積しております。学習内容一つをとってみても、1年生、入学して4日目です。全く学校生活のイロハも伝える間もなくの休校でございます。ですので、この間も家庭訪問につきましても、保護者へもしっかりと発信をしていかなければならないというふうなこともいろいろ考えさせてもらったところでございます。

そしてまた、特別な支援が必要な子どもたちへの配慮、これは学習課題ももちろんそうです。それから、担任の先生方は、新しい子どもたちの顔を思い浮かべながらのいろんな準備等々もできない状況でもございました。そんな中での課題づくり、想像するだけでも大変だっと思っております。

また、子どもたちの健康面、そしてまた防犯等々の心配も出てきましたので、子どもたちの休み中の安全面、その見守りの体制も含めまして、山積する中、先生方、学校は奮闘していただいたところです。

こうした大変厳しい状況下でしたけれども、学校の先生方は本当によくやっていたと私は思っております。

そんな状況の中で、各校のやっぱり取組、特にSNS等ネット配信ですね、そちらのほうの活用については、小学校においては随分のばらつきがあったんじゃないだろうか、そしてまた、課題等々の提供の仕方に差が出ているんじゃないかといったご心配をされてのご質問と思います。

そんな中で、臨時休業中のSNS等の活用なんですけれども、これにつきましては、議員が言われますように、中学校では4月の後半から全学年5教科5回、他の教科も数回、学習動画の配信を行いました。学習動画の配信といいま

しても、今回はまだまだ手探りの状況でございましたので、片方向、学校から子どもたちへの配信というふうな格好でございます。

現在、ただ、中学校のほうは、このあたりは随分研究して頑張っていたきましたので、学校再開後も実際に、今は3年生につきましては動画配信をさせてもらって、授業も、30分ほどの授業を構築してもらっておるところでございます。

このSNS等の活用につきましては、やっぱり下井議員のほうの質問の中で、学校間、小学校は6校あるけれども随分違いがあるじゃないかというふうなご質問でございます。その中で、学校や学年によって違いがあったわけですが、そのことがイコール学力に差が出たという現状ではないと捉えております。それはどういう意味かと申しますと、いずれの学校におきましても、今回まず思い浮かんだのが、SNSでの発信ということではなく、旧来の方法ですね、急なことでもあったということもありますし、旧来、これまで子どもたちが慣れ親しんでいる方法で、紙媒体での、ペーパーでの授業提案、学習補充のためのプリント配布をやりました。これにつきましては、全校で共通して取り組んだところでございます。内容は、先ほど申し上げましたように、それぞれの学校によって中身は違うのかなと思いますが、後ほどまたご紹介をさせていただきたいと思います。

SNSの動画配信につきましては、1つ、すぐその差が出てきたのにはどういう部分があるかというふうなことのお答えをさせていただくとするならば、1つは、動画配信をしていくそのネット環境がやっぱりない世帯もあるということから、全児童が等しくということから、すぐスタートできないだろうというふうなことが1つございました。

それと、また中学校とは違って小学校においては、まだまだ自分で機器を操作して、スマホも含めて随分慣れた環境ではありますけれども、スマホも操作をして学習を受けるとか、そういった提供したものが見られるとかというふうなところは、まだまだ低学年は難しいだろうというふうなことも1つございま

す。

それから3つ目としましては、予想はしにくいことではありますけれども、やっぱり情報のリテラシーの問題ですね。このあたりの問題も考えていくと、ただ単にすぐ情報提供していけるというふうな環境にはないのかなというふうなことがございました。

ただ、やはりこの時期に及んでは、そういったことでもって子どもの安全を確認する、そういったこともこのネット環境を利用してやっていく必要はあったのかなと。ですので、それを手探りの形の中でどういうふうな形でやっていくかを進めて、この休暇の間ではありましたけれども、検討してきたところでございます。

小学校におきましては、当初、スタートは明星小学校からのスタートでございました。この先生は、今年替わってきた先生でございます。ちょうど担任をして3日目、4日目に子どもたちと離れること、これは、大変、そこに対する不安です。子どもたちと早くコミュニケーションを取りたいというふうなこともあって、自分の得意としているスキルの部分を生かしまして、ネット配信、それからユーチューブを使つての動画配信で、自己紹介とともに、これからやっていこうと思ったときに残念だというふうなことで、家でこんなことを頑張ってくださいよというふうなことの、コミュニケーションを図るための媒体として使っていただきました。そうしましたら、明星小学校のほうで、他の先生方、そんなことって簡単にできるのというふうなことの中で、いろんなやり方を勉強して、次に、私もやってみようかなというふうなことでスタートして広がっていったという経過がございます。

そんなことがありましたので、これを全校的に各小学校の中でもいろいろできないか、いろんな方法は、教育委員会、それから校長会等でも、休校中のICTのこのような活用を考え、町内全体での一体的な取組をしていけないかなというふうな話はございましたが、まだすぐというふうな状況ではございませんでした。

そこで1つ考えたことは、明星小学校が発信していただいたその方法が、他校もきっとできるよというふうなことで、ひとつどのような形でやったのかを情報を下さいと、それを各学校にも紹介しつつ、各学校でも取り組めるところは、一遍、どんどん、スタートです。こんなことできないかなと、こんなことをやれるんだなというふうな中で発信をしていってもらおうというふうな形で、情報提供の場として、私たち教育委員会が仲介としていろんな情報を各学校にしていきました。

その中で、ようやく、この4月10日から5月20日までの間なんですけれども、この間に、当初明星小学校だけだったのが、4校の小学校においては、何らかの形で、そんな授業と言えるものでもありませんし、予習問題にもまだならないのか分かりませんが、こういう活用の仕方ができるというふうなことで、4校の学校は動き始めていただきました。

そうしたところで、このような形で学校再開というふうな形になりましたが、先ほども申し上げましたように、中学校はこれを継続して、今も、模試から来たとき、それから、これからの学習の状況の中で家庭学習にも使えるんじゃないかということで、引き続き、3年生に関してだけ今取組を進めてもらっております。

それから、来たるべきといいますか、あつてはならないんですが、2波3波があったときに、休校状態になったときに、やはりそれが何らかの形で、まだ環境整備がされない中ではありますけれども、ちょっとしたスタートとしてやれるものだけは、今後、しっかりとまた検討しながら進めていかなければならないなと思っております。

言い訳でも何でもございません、大変な状況の中ではありましたけれども、インターネットの配信等々、十分な学習提供、それから子どもたちの見回りということはできませんでしたが、今後には大いに生かされることになったのかなとは思っていますので、引き続き頑張ってやっていきたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

すみません、今、下井議員のほう、もう一つ、休校中の授業時間数における中学3年生の独自の対策等も質問いただきましたので、もうこの場で一緒にさせていただきます。

中学校のほうは、特に中学校3年生の授業時間数不足に関する対応等についてのお答えをさせていただきます。

4月、5月、休校でございました。期間としては約40日、実質の子どもたちの授業日としては28日になるかなというふうな期間でございました。その間、今後、本当に甘い見通しになるかも分かりませんが、2波3波がなく、休校措置を取ることもなくいけるとするならば、8月の第1週まで授業、子どもたち頑張ってもらって、学習の保障をしていかなきゃならんなどと思っています。

これにつきましては、第1週までで、基本的には、年間、今、今年から小学校は学習指導要領が32年度から実施になりましたので、授業時間数が増えております。それから、中学校はそのままなんですけれども、4年生以上になりますと年間1,015時間です。8月の第1週まで、この4月、5月で抜けた分を補うとするならば、8月の第1週で、約1,015時間を超えて50時間から100時間、多くの時間を一応担保しておけるといいますか、その時間は確保しておかなあかんというふうに思っています。そういうふうな状況で、第1週まで授業をするということはいけますので、3年生だけ特化した夏休みの設定であるとか、授業日を設けるとかはなくいけるのではないかなと思っておるところでございます。

そんな中、先ほども申し上げましたけれども、中学校では、休校期間中の4月後半から全学年が、5教科を中心に学習動画の配信を行ってまいりました。しかしながら、これは、オンライン授業という双方向的な、子どもたちが前にいて、子どもたちがそこから回答があって、子どもたちの表情を見ながら、分かったのかどうなのかというふうな、そういった授業というふうな形態ではございませんので、実際には、授業日数に数えられるようなオンライン授業という形のものではございません。

したがいまして、全く他の学年と同様の授業としては、休暇中はやっていないというふうなことになりますので、先ほどお話しさせてもらったような格好になるわけでございます。

長期のこうした休校により不足した授業日数、時間数の補填としましては、夏休み期間、ここについては8月8日から8月23日に短縮して、2週間です。長い夏休みがなぜあるかということを考えていくと、やはり2週間は休みは取ったらないかんよというふうなこともございますので、それともう一つは、明和町は4月10日からということで、近隣市町よりも、県内の中でも一番早く休校に入るとる状況を考えますと、もう2週間だけで、今年はしっかり我慢してもらって、ただし、やっぱり2週間は保障してやらんといかんというふうなこともございますので、そのような夏休み設定をさせていただいております。

ただ、この時間数を本当にもう当てはめただけのことでもございますので、体育祭、それから社会見学、多くの行事の中止、縮小、そしてまた5限授業日をなくして毎日6限の授業を行うなどで、授業時間数の確保に努めてまいりたいと思っています。

ただ、本当に時間合わせと、時間だけ合うたらええという問題でもありませんし、今年、この2カ月休校した子どもたちは大変な1年になるのかなと思っています。その中でも、間違いなく例年と同じように学校生活は送っていくわけですので、その中でやっぱりいい思い、いい1年間にはしてやらないかなのかなというふうな思いはございますので、ただただ時間数を合わせて授業を詰め込んでいくということではなく、そこにはまだ教育課程も、ある意味、中を調整しながらでもできることがあるのであれば、その中でも喜びを感じられるようなもの、成長の一つになるようなものも教育課程の中に盛り込んでいってほしいなという思いは、各学校長には伝えさせてもらっておるところでございます。

夏休み期間につきましては、基本的には、下井議員の質問に対しての答えになりますけれども、小中学校全校が、そういった状況の中ですので、統一して

2週間とさせていただきます。ただ、下井議員もご存じのように、これは皆さんも本当にご存じのように、このときの暑さというのは考えられない暑さでございますので、8月の第1週につきましては、中学校の3年生含めて中学生は、もう目いっぱいやらせてもらいます。というふうなことで思ってもろております。小学校につきましては、やはり体力的な問題もありますし、暑さ対策もありますので、4限授業、給食を食べて帰りというふうな格好で、そのあたりの配慮もしっかり準備をしておかなあかんだらうというふうなことには思っております。

中学校については、やはり進学というのがございますので、やっぱり授業時間数確保のため通常どおり授業を予定していきたいと思っておりますし、それから、校長先生のお話の中を取り上げますと、これらの取組によって授業の時間数確保はできる計算になりますけれども、特に3年生については、5教科を重点的に授業を割り振るような取組も行っていきたいというふうなことに触れてもらっておりますので、大いに期待をして、頑張ってもらって子どもたちの成長を促してもらいたいなと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

下井清史議員、再質問ございませんか。

下井議員。

○11番（下井 清史） SNSでの配信は補助的なものであるとのことだと思いますが、実施した学校や学年と、していない学校では、間違いなくその差が出ると思います。また、発信本数を増やしたとの答弁もあったと思いますが、それなら余計に補助的な差ではなくなってくるのではと思います。発信がなかった児童やその保護者は、このような学校によってのばらつきによる教育の不平等ができたことに納得できるかなと正直思います。校長会も何度も開催されたとのこと聞いておりますが、その中で、このようなばらつきによる差が起こり、子どもたちへ不平等を与えてしまうことへの心配の声を上げる大人はい

なかったのか。発信できなかった学校の児童や保護者に対しては、教育委員会や学校はどのような思いでおられるのか。教育長は日頃から教育の平等をしきりにおっしゃられておりますが、このような矛盾をどのように思っておられるのかお聞きいたします。

また、受験を控えた中学3年生の対応については、いろいろと考えていただいているとのことですが、夏休みも少なく、短期での詰め込みは、中学3年生に限らず、子どもたちへの新たなストレスを生むことも考えられます。過度な負担がかからず、心身とも健やかに育っていくために、可能な限りの支援をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

本年5月22日、文部科学省から出ております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの中に、教育委員会の役割と学校の役割が明記されております。その内容には、教育委員会が旗振りをして、学校は施設面での充実に努めてくださいという趣旨であるかと思しますので、今後はしっかりと平等な教育を実施できるよう、対応の徹底をお願いいたします。

では、先ほどの平等性に関する質問について、教育長もしくは町長、答弁をお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今、下井議員から質問された件に関しましては、そういった観点から見れば、不幸、不平等があったのかなとは思いますが。ただ、校長会の中では、本当に前向きに話をさせていただきましたし、校長先生方も、そんな方法ができるのかと、そんな方法でも、やっぱり子どもらはこの時期にこのような休校に入ったわけですので、しっかり見守りをしていきたいというふうなことからいくと、そのネット配信というのは有効な手段だなと。

ただ、先ほど申し上げましたように、なかなかそれがすぐ整備をしてすぐできるものかということになると、ちょっと問題があるので、それならば、今それを発信した学校から、どんな形で発信したのか、いろんな方法を、情報を頂いて、その情報を教育委員会が頂いて各校に配信させてもろて、明星小学校は

こんな方法でやっているよと、一遍興味を持って、一遍やってもろたらどうだろうというふうな話の中でやっていきましたので、その中で2校、3校、4校と増えていって、5校目、6校目にはまだたどり着いておりませんが、一緒のように考えてもらっておりますし、この後ありますように、今後のGIGAスクール構想を練っていく中で、基本的にはそこのところが、やってみようと、こんなことができるぞと、これで子どもの親にも安心してもらう、子どもにもええ提供できるなら、やっぱり有効活用していかなあかんぞというふうな、その気持ちが芽生えただけでも、私は、大変意義ある活動であったのかなと思いますし、それから、今回のこのコロナ禍の中で大変厳しい状況の中で、大変なピンチではありますけれども、逆に言えば、そういった意味での今後に対するチャンスを頂いた中でいろいろ研究できたこと、それについては大きな成果があったのかなと思っております。

ただ、下井議員が心配していただいております部分は、大変、これだけ教育に関して心配していただいておりますのやなというふうなことは思っておりますので、ぜひとも頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

下井議員、再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 次に、4月13日に明和町議会から、9つの項目にわたって新型コロナウイルス対策に関する緊急要望を出させていただきましたが、その5項目めの要望として、小中学校及び公共施設の再開については、感染拡大防止を最優先として慎重に判断すること、また、子どもの居場所確保や心のケアに努め、家庭内の虐待やネグレクトの相談窓口を十分に確保することという内容のものですが、これについて4月21日に町から回答があり、その中で、休業期間中は状況に応じて、児童の安全確認や補充学習を兼ねた家庭訪問の実施、電話やスマホ等を活用したホットラインなどの心のケアに努めていますとあり

ます。先ほど高橋議員からの質問でも触れられておりましたが、改めてお聞きいたします。

まず、虐待やネグレクトの相談窓口を確保するとありますが、各関係施設、各学校への相談はどのくらいあったのか、分かる範囲内で結構ですので、お聞きいたします。

また、各学校別の児童の安全確認や補充学習を兼ねた家庭訪問実施件数、電話やスマホ等を活用したホットラインの実施件数をお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 虐待やネグレクトの相談窓口につきましては、健康あゆみ課や教育委員会、幼保、こども園、学校等、各機関が相談窓口となっております。

健康あゆみ課におきましては、今回の休校期間中におきまして直接的な相談はございませんでしたが、学校等の休業や外出自粛の影響により児童虐待リスクが高まるということを踏まえまして、明和町子ども家庭支援ネットワークの進行管理ケース85件につきましては、学校や幼保、こども園に伺いまして情報を共有させていただきましたり、直接ご家庭のほうも訪問させていただくなど、そのような連携をして、全数の安全確認を行わせていただきました。

また、学校や幼保、こども園におきましても、直接的な相談はなかったと聞いております。また、学校におきましては、休校中の児童への学習課題等に対する保護者の負担を訴える相談が何件かあったということで、直接的な虐待相談ということにはなかったと聞いております。

○議長（北岡 泰） 教育長。

○教育長（下村 良次） 休校期間中の児童の安全確認、そしてまた補充学習を兼ねた家庭訪問につきましては、プリント等の、先ほども申しあげましたような配布の際に、児童や保護者との面談をしまりました。それから、その際に様子を確認したり心のケアを行うことを理想としておりましたが、コロナウイルス感染防止の観点の中で、いろんな情報が交錯する中で、家庭訪問する際

には直接会わないようにとかというふうな自粛がなされてきたようなことがございましたので、当町が描いておったものがなかなかできない状況になったという事実はございます。その中で、電話での子どもたちの安全・安心確認等々をやってきたというふうなことは聞かせてもろております。

基本的には、保護者へのそういった意味での子どもたちの健康・安全面についての確認につきましては、ポスティングによって提供させていただいたり、学校へのじかのお問合せを下さいというふうな発信でありましたりというのが中心だったのかなと思っています。

それとあと、家庭訪問するのはなかなか難しい状況というのがありましたし、それから家庭訪問の仕方にも、自粛をせんならん、控えんならん部分が出てまいりましたので、各学校においてはそれぞれの対応をしてもろとるんですけども、訪問せずに、登校日を設けて保護者の方に、先週出した教材を預かって、新しい教材を渡したり、子どもさん元気でやってもろてますかというふうな健康の確認、安全の確認をしてもらった学校もございます。

そんなふうにそれぞれの学校で、それぞれ地域に応じた関わりの中で、子どもたちの安全・安心の確認について調べてもらったところがございます。具体的な報告もまた、下井議員の今の質問でございましたので、この後、中学校、そして小学校6校、それぞれの対応について課長のほうから報告しますので、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校別の取組状況を申し上げます。

大淀小学校は、4月と5月に期間を設けて、各1回ずつ、保護者に子ども同伴で来てもらって、プリントの配布と面談を実施しました。

それから上御糸小、4月にポスティング2回、5月に保護者に来校してもらってプリント配布と面談を2回、それからメッセージ動画の配信とか、特別支援児童に対する電話を数回しました。

下御糸小、ポスティング2回、来校してもらっての面談が1回、それから課

題配布のときにメッセージを添付したり、電話連絡を各担任から週1回程度連絡をしております。

斎宮小、ポスティング1回、来校及び面談が2回、それから、気になる児童への定期的な電話連絡、また必要に応じて個別の家庭訪問を実施しました。一部動画配信も行っております。

明星小、ポスティング3回、来校及び面談が1回、それから課題配布時にメッセージをつけたり、動画の配信は全学年が実施をしております。それから、気になる児童への電話も行っております。

修正小、ポスティングが5回、必要に応じて家庭訪問、電話連絡を実施いたしました。もう本当に開校間際でしたが、動画の配信にも取り組みました。

明和中、ポスティング2回、4月27日から5月1日の4日間の間に個別登校を促しまして、その際に一人一人と面談をいたしました。また、生徒指導部で町内パトロールを実施いたしました。

以上、学校によって若干の違いはありますが、感染防止対策に配慮しながら児童生徒の安全確認や心のケアに取り組いたしました。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

下井議員、再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 本来、虐待やネグレクト事象は事前に把握しているとのことが多く、窓口確保の受け身ではなく、行政や教育委員会、各学校から働きかけをしていただいたと理解いたしましたので、今後も、そのような子どもたちを救うため、可能な限りの対応をお願いいたします。

次に、心のケアの取組はされたということですが、こちら先ほどの質問と同様に、学校によって対応がばらばらで、心のケアができたとは到底思えません。どうすれば家の中の子ども様子を外観から見ただけで分かるのか、保護者との軽い面談でどのようにケアできたのか不思議です。

ホットラインもしていない学校もあるとのことですが、例えば1クラス40人としても1人3分で120分、担任、副担任またはほかの先生方で手分けをしても、この120分の電話をかける時間が取れないほど先生方は忙しかったのでしょうか。

ある中学生の保護者から、先生が課題を持ってきてくれたが、遠巻きに課題を差し出しながら、「感染防止なので」と一言だけ残して車に乗っていったとのこと、子どもの安全確認は全くなかったとのこと。ポスティングにしても、入れ間違えることもあり、配布物が入っていたかどうかの確認の電話もでき、その際に子どもの安否を伺うこともできたはずですし、先生の一言を添えた手紙を入れるなどもできたはずです。

このような対応が、答弁で頂いた、心のケアに努めたというのが、教育に対する明和町の姿勢ということによろしいのでしょうか。

これまでにない事態で、手探りだったとはいえ、行政、教育委員会、各学校の対応はこれでよかったのか、なぜ寄り添った対応ができなかったのか、今後しっかり検証していただきたいと思います。現実として言えるのは、このような対応で、これから子どものことを本当に考えて取り組んでいっていただけるのか、特に子育て世代としては不安が残ったということです。

もう少し伺いたいのですが、後に重複する部分もありますので、次の質問に移ります。

では、2つ目、学童保育の現況及び行政、学校との連携についてお聞きいたします。

4月10日より各小学校が休校になり、当初は、学童に希望する方が殺到し、対応し切れないのではと心配いたしました。多少の増加にとどまり、家庭での在宅が困難な学童未登録児童を学校で受け入れていただいたことで、特に共働き家庭、また学童においても助かったのではと思います。

5月21日からは、それぞれの学校で、短縮授業やソーシャルディスタンスに向けた取組など、感染防止対策を講じながらの再開となりましたが、特に学童

では、予算、人員、施設に限界があり、特に施設面においては、密を避ける対策には苦慮している、もしくはできていないのではと感じます。

いまだ首都圏を中心に感染者が報告されており、終息には至っていない中において、今後、各学校では、ソフト・ハード面において一定程度の対策を講じることができますが、学童においては、小規模な施設であるため、ハード面での対策が一番課題になると思います。

現時点において、学校別の学童登録児童数と学童施設規模とのバランスは保たれているのか、極度に密状態になっている施設があるかどうかお聞きいたします。

また、新型コロナウイルスに限らず、他の感染症の疑いのある児童、体調不良、けがなども含め、このようなことが発生した場合の学童の対応及び学校との連携はどのように取っているのかお聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 失礼します。

児童クラブの現状についてお答えいたします。

現時点での各放課後児童クラブの登録状況につきまして、大淀では28名、上御糸では71名、下御糸では18名、斎宮では103名、明星では66名、修正では3名、合計289名が登録されております。

各児童クラブの施設定員に対しまして上回っている施設が、上御糸放課後児童クラブと斎宮放課後児童クラブになります。状況としましては、上御糸放課後児童クラブは、定員60名に対しまして71名の登録者数でございます。斎宮が、定員100名に対しまして103名となっております。

現在、6月中の利用予定の確認を行ったところ、現在7割程度の利用となっております。1人当たりの施設面積が一番小さいのは、上御糸放課後児童クラブで1.8平米となっております。放課後児童クラブの施設基準のおおむね1.65平米は超えているものの、新しい生活様式の在り方において、2メートルの間隔を取るなどの対策を行うと、大半の児童クラブでは保育の受入れができなく

なることから、放課後児童クラブでは、保育をする上で、検温、マスクの着用、手洗いの慣行、換気、消毒などを、児童クラブ内で可能な限りできることをしっかりと行い、晴れた日などでは校庭で分かれて保育をするなど、密にならない工夫をしながら保育に努めていただいております。また、児童クラブへ登録されている保護者へ向けて、利用者数の状況をお知らせしております。

しかし、今後、登録された方が全て利用することになりますと、さらに過密な状況となります。特に定員を上回る上御糸放課後児童クラブや斎宮放課後児童クラブにつきましては、今後の利用状況をしっかり把握し、利用者数が増加し定員以上になった場合、保育スペースとして学校の協力を得ながら図工室などの利用をお願いしております。さらに対応が必要となる場合は、就労確認による利用調整や、閉園した幼稚園施設などの利用、それから、施設の分散利用による職員数の課題などを整理し対応したいと考えております。保護者様へは、安心して児童クラブがご利用いただけるように取り組んでまいります。

もう一つの学校との連携につきまして、続いてお答えさせていただきます。

病気やけがが発生した場合の児童クラブの対応につきましては、熱や体調不良の場合は、保護者へすぐ連絡を入れて、迎えが来るまで、施設内の一角を使い、休ませて対応しております。また、けがにつきましては、小さなけがは職員が市販の薬で対応し、大きなけがをした場合は、救急車による対応となります。

これまで学校との連携につきましては、学校や児童クラブでの児童の様子や言動などは、必要に応じて随時双方で連絡を取っておりますが、日常的な体調のやりとりは行っておりませんでした。

しかし、緊急事態宣言が解除になり、新しい生活様式での対策をする中で、児童クラブでの状況は、学校より密接、密集での保育となる場合があります。この状況は、新型コロナウイルスに限らずほかの感染症に対しても感染リスクが高い状況となることから、感染防止対策として、学校から児童クラブへ児童の体調管理を引き継ぐよう、学校へ周知したところでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 学童については、様々な感染防止策を講じて対応していただいているとのことですので、今後も引き続き安全・安心の対策をよろしくお願いいたします。

また、斎宮や上御糸に限らず、学童施設でのソーシャルディスタンスの確保については、今すぐに施設を増やすなどの対策をするのは困難であるということとは分かります。しかし、今後、喫緊の課題として、児童数の推移などを考慮しつつ、予備施設などの確保という対策も、できる範囲内で進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

学校と学童の連携についてですが、教育委員会、行政も含め、学校と学童がこれほどまでに連携できていない体制で経過してきたことに、私自身、もっと早く知って行動するべきだったと深く反省しております。

学校から今後、体調管理の引継ぎはしていただくとのことですが、急な体調不良による嘔吐があった場合、これまでのように学童施設内の一角で休ませるというのは、その子どもの安全ももちろんですが、周囲の子どもたちまで感染するおそれがあります。事務的な引継ぎだけでなく、なぜ学校で見えあげるといふ考えにはならないのか。そもそもそのような考え方はないのか。分かっているのに声を上げないだけなのか。学校には保健室もあり、多くの先生がおられると思います。学校で、休む場所の提供くらいはできるはずです。子どもたちのことを第一で考えれば、学校で休む場所をつくってあげるといふ考え方になるのは当然で、何をどう考えれば引継ぎだけの対応で済むと思っているのか理解できません。

町長か教育長にお伺いいたしますが、学校と学童が連携できていない、ほぼ丸投げ状態の現状において、引継ぎだけで十分だとのお考えはどのような理由

からか。それと、今後、早急に連携を図って学校での場所確保はしていただけるものか。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 下井議員から本当に厳しいご意見を頂きました。その中で、私自身、自分の体験ではあるんですけども、私も、まだ遠い昔ではありませんので、5年前まで校長をしておりましたので、その際に児童クラブさんのほうとは良好な関係といたしますか、本当にいろんな連携を取りながらやらせてもろておりましたので、今も基本的には、私、その考えを持っておるとは思うんですけども、1つは、学校というところで、学校に預かっている子どもたちは、授業が終わって帰る子も学校の子どもたち、それから、何らかの事情で放課後児童クラブの中でお世話になっている子どもさんも、これも自分のところの学校の大切な子どもたち、その子が帰るまでの間のことについては同じように考えておりますので、例えば今までも、これまではそうでしたけれども、放課後児童クラブさんが開設している時間帯は、学校の子どもたちが帰ったときは学校校庭を開放しておりますし、それから、児童クラブの部屋の中で体調を崩されたりけがしたときには、いつでも学校へ連絡しといたない、それで、養護の先生らにもいろいろ保健室も見てもろてくださいよというふうな形での連携は、私、自分ずっとそのような形を取らせてもろておりました。

今回のようなことに限らず、ちょうど私が在籍しとるときに、上御糸小学校でしたけれども、ちょうど拡張しなければならぬ状況がございました、児童クラブのほうを。その際も、できるまではこっちを使ったらええよというような格好で、図工室とかいろんな管理の問題は出てくるんですけども、うちの学校の子どもたちが世話になっているところじゃないかというふうな部分で、いろんな形で連携を取れておったように思います。

もしその連携が取れていないというふうな形でなっとるとするならば、やっぱりそこには連携という名の下の本当の連携が取られていないのかなと思いま

すので、今回のこのコロナウイルス禍の中で起こっているいろんな、互いが疑心暗鬼になるような部分については、やっぱりもう一度しっかりと話し合いを持たんならんのかなとは思いますが。

それから、学校は全て、そういう状況の中では、当然のようにやっていかないかんよというふうなことは、私、教育委員会の中では、学校長会の中でもしっかりと校長のほうにはお伝えをさせてもろとるところでございます。

あと、そういった意味で、子どもたちの見守りについては、本当にもう学校というところは、子どもたちの安全とか健康というのは一番気にしているところでもありますので、そういったところで、今回のコロナ禍の中でいろんな問題が起こってきたというふうなところで、やっぱりこれから見直していかなければならないと思いますので、いま一度、連携という意味の、それはもっと親しくいろんな話し合いを持ちながら、いつでも連絡を取れる形を取っていくこと、それが連携だと思っていますので、そのあたり、しっかりと話し合いを持つ中で、これからあるであろう課題、これだけ多くの子どもたちがいるけれどもどうしていくんやというふうな問題、学校という場所も使っていくというふうなことも考えていかなあかんのかなとか、そこらも含めてしっかりと考えていかなければならないなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただ、そういうふうな形で受け止められておるとするならば、やっぱり足らなかった部分も絶対あるんだというふうにしっかりと捉えて考えていかなければならないのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） もう少し聞きたかったのですが、もう時間もないので、では、最後の2波3波への取組について質問させていただきます。

4月30日に国は、地方自治体の実情に合わせたきめ細かな事業を実施できるよう、2020年度第2次補正予算案で地方創生臨時交付金を約2兆円増額するこ

とが盛り込まれ、先週12日に決定いたしました。

先ほど質問させていただいた、子どもたちに係る支援であったり、また町民の皆様への命と暮らしを守るため、地域経済の回復及び強靱な経済構造構築など、多岐にわたる活用が必要となってきます。これまでの対応において、初めての事例ということもあり、今後、2波3波の発生に備え、見直して改善していかなければならない点も少なくありません。

そこでお聞きいたします。

明和町を所管する松阪保健所の対応及び幾つかの町内医療機関における4月以降の対応において、発熱が続いても受診できない、電話対応も簡素で、万一感染していても診てもらえたのかどうか不安になりました。当初は医療現場も大変混乱があったことも理解いたしますが、町民の皆様への命には代えられません。

町としてもそのような事例を把握しておられると思いますが、県や保健所及び松阪医師会、また町内医療機関への今後の対策や要望など、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、職員が感染した場合、同じ課の職員は濃厚接触者と考え、休ませるのが当然だと思いますが、そうすれば課自体が機能しないおそれがあります。また、職員の家族が感染した場合なども含め、マニュアルは作成されておられるのか。作成されているなら、どの時点だったのか。要約した内容も併せてお聞かせください。

次に、新型コロナウイルス2波3波に限らず、他の感染症などが発生し混乱しているときに災害が来た場合の対策はどのようなになっているのかお聞かせください。

最後に、明和町のコロナ対策の第3弾として、消費拡大のための商品券配布事業として、町民1人当たり3,000円の商品券を配布するという一方で、一定の支援策にはなつたのではと思います。

しかし、町内事業所に向けた町独自の支援策として、「めいわで食べて泊ま

って支援事業」では、予算額500万円で、実質、町内業者への影響は微々たるものになるのではと思います。

今後、地方創生臨時交付金として明和町にも交付されるものと思いますが、その際には町内事業所の支援に特化した施策もしていただきたいのですが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず私のほうからは、県や保健所及び松阪医師会、また町内医療機関への今後の対策や要望などをどのようにお考えなのかということに関して答弁させていただきます。

緊急事態宣言の発令当初におきましては、医療現場も混乱しましたため、そのときに、その対応についてはいろいろな情報が町のほうにも入ってまいりました。町としましては、その都度、松阪保健所へ現状について連絡を行って、対応のほうを改善していただくよう要望してまいりました。

今後も、そのような情報が入った場合には、県や松阪保健所、松阪地区医師会に対しまして、改善していただけないかというご相談もさせていただきながら対応していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 職員やその家族が感染した場合における対応マニュアルにつきましては、「明和町職員 新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル」として、4月14日付で作成いたしました。また、同じ日にこのマニュアルに基づき作成しました「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた職場における対応について」という通知文書を全職員向けに発出いたしました。

マニュアルの内容につきまして申し上げます。9つの項に分けております。

1つ目は、「目的」として、町職員が発症した場合を想定し、町民生活等への影響を最低限にするため、迅速、適切な対応により、感染の拡大防止を図るための基本となる事項を定めるとしてあります。

2つ目は、「平常時における感染防止の取り組み」としまして、手指の消毒や十分な睡眠の確保、マスクの着用などについて定めております。

3つ目は、「症状がある場合の対応」として、発熱や強い倦怠感などがある場合は出勤しないことや、症状が続く場合は保健所等に相談することを定めております。

4つ目は、「医療機関を受診し、PCR検査を受診した場合の対応」としまして、検査を受けた職員は、その旨と結果を所属長に報告すること、所属長は濃厚接触候補者の抽出をすることなどについて定めております。

5つ目は、「職員に感染が判明した場合等の対策」として、対策本部会議を開催し、情報の共有と公表を行うことや、施設の消毒を行うことなどについて定めております。

6つ目は、「濃厚接触者となった場合」として、職員が濃厚接触者となった場合は出勤を自粛し、保健所の指示に従うことのほか、職場における対応などについて定めております。

7つ目は、「感染拡大の防止に向けた対応」として、感染した職員が所属していた部署の職員は、保健所の指示に従い行動を取ること、庁舎内の消毒を徹底すること、庁舎内で感染者が発生したことを来庁者へ周知することなどについて定めております。

8つ目は、「感染者が大幅に増加した場合」として、窓口開設時間の短縮や交代勤務等、庁舎の緊急措置について定めております。

9つ目は、状況に応じて臨機応変な対応に努めることなどを定めております。

なお、3つ目の「症状がある場合」には、家族に発熱の症状があった場合は出勤を自粛することも定めております。

次に、感染症などが発生して混乱しているときに災害が来た場合の対策について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症が蔓延する状況において、災害が発生した場合に最も懸念されるのが、避難所における感染症対策でござい

ます。災害が発生し、避難所を開設する場合に、3つの密を避けることが非常に重要となります。

3つの密を避けるために、まず、安全な場所にいる人は避難所に行く必要はありませんし、避難先は、町が開設した避難所、避難場所のみならず、親戚や知人宅に避難することも考えられます。そして、避難所内の密集を和らげるため、指定避難所以外の避難所を開設することも想定されます。

このようなことを町民の皆様にあらかじめ知っておいていただくことが大切であると考え、防災無線やホームページなどで周知を行っているところでございます。

さらに、避難所内でソーシャルディスタンスを取るため、避難所内のゾーン分けや収容人数の見直しなどを進めております。

また、マスクや消毒液、体温計などの災害備蓄品が不足することが想定されますので、今後、町でも備蓄はしておりますけれども、町民の皆様には、これらの物品を非常持ち出し品として備えていただくように周知を行っているところでございます。

これらを踏まえ、現在、避難所運営マニュアルの見直し作業を行っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 産業振興課長

○産業振興課長（堀 真） 町内事業者の特化した施策につきましてご説明をさせていただきますと思います。

今、議員申されておりますように、現在、町独自の支援策といたしまして、経済の活性化を図るため、地元事業者にも少しでも寄与するためということの中で、商品券500円券を6枚、3,000円を配布させていただきまして、地元事業者の活性化を図ろうと考えております。また、「めいわで食べて泊まって支援事業」の実施で、少しでも飲食業、宿泊業の助けにならないか考えているような次第でございます。

今、議員申されましたように、6月12日金曜日には、国の新型コロナウイルス

ス対策の第2次補正が成立いたしました。その中で、議員が申されますように、地方創生臨時交付金2兆円が補正されたと聞かせていただいております。ただ、この交付金の利用につきましては、どのようになるか、現段階ではまだ何も決まっていないのが、そのような状況でございます。この臨時給付金につきまして、地元事業者向けに何か利用できるものがあればということの中で、施策について検討させていただきたいと考えた次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 保健所等の対応では、様々な取組が進んでいると聞いておりますので、町内医療機関や医師会などしっかりと連携を取っていただき、2波3波が来た場合においても、町民の皆様が安心して受診や相談ができる体制をつくっていただきますよう、よろしく願いいたします。

職員が感染した場合の対応については、早々にマニュアル作成などの取組をしていただいているとのことで安心いたしました。職員での感染者が確認されれば、同じ課の近くで仕事をしていた職員は、実態として濃厚接触者となり得ます。そのような事態にも備え、他の課からの職員補充や会計年度職員の確保などの対応も必要になってくる可能性もありますので、それに限らず、一定期間が過ぎた今、改めてマニュアルの見直し、また改善をしていただければと思います。

災害での部分については、親戚の家や知人の家に避難するという新たな避難先の提案、ソーシャルディスタンスを確保した避難所の収容人数も把握して、その上での対応、またそのための備品購入などの対策も適宜取り組んでいただくことですので、改めてよろしくお願いいたします。

3,000円の商品券については、恐らく町民の皆様への直接的な支援を主な目的にしておられ、使用される店舗は、町内事業者より大型店舗に集中するのかなと思います。大変いい取組だとは思いますが、町内事業者への支援も上乘せず

るという観点で見れば、内容を拡大して水道代やちょっとした家の修繕にも使えるようなものであれば、利用者の選択肢が広がって、非常に便利だと思います。まだ間に合うのであれば、幅を持たせた、さらに使いやすい商品券にしていただくことは可能なのかお聞きいたします。

また、事業者支援について、「めいわで食べて泊まって事業」では、観光という側面もあるとは思いますが、一部の業者と町外の方へのメリットが主体の施策だと感じますので、このような緊急時には、まず地域住民への施策ももちろんですし、地元事業者に即効性のある施策をするべきだと思います。単純にコロナの影響で売上げや収入が著しく減少している事業所を把握し、現金支給をするというのも、分かりやすく即効性があるものと考えますので、そういったこと、状況に応じた支援をお願いいたします。

使い道に幅を持たせた商品券にしていただけるのかの部分、答弁、お願いいたします。

○議長（北岡 泰） 下井議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

商品券の使用のできる店舗につきましては、商工会以外でも、申し込むことにより加入店となっていただけるよう、商工会の案内だけではなく、町からのホームページ等を利用して幅広く周知させていただきたいと考えております。

こちらは委員会等でも申させていいただいておったことですが、公金にこれが使用できないかということの中で、現在検討させていただいているところでございます。昨日、公金を扱う担当課で協議をいたしました。税につきましては、地方自治法上なかなか難しいということでもございましたので、現在、水道、下水道、こちらの使用料金について使えないかということで検討させていただいているところでございまして、現在、三重県を通じさせていただきまして、総務省のほうに確認をさせていただいておる次第でございます。問題がなければ、使用できるよう対応させていただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○11番（下井 清史） 今回は、新型コロナウイルスの対応について、子どもたちのことや町内事業者支援、また、2波3波に向けての質問をさせていただきました。その中でも、子どもたちへの対応については、非常に疑問が残るものでした。子どもたちは、学校の環境や先生との人間関係ですごく変化をしますし、事務的に行うものではないということは、誰もが分かっている当然のことかと思えます。しかし、今回の教育委員会及び学校の対応においては、事務的に処理してきたのではと感じ、大きな不安、課題、そして後悔が残るものであります。

休校中に各学校が行ってきたSNS配信の有無や回数の違いで、学力や心のケアの差は確実に生まれたと思います。その差を考慮した各学校での夏休み期間の設定もできたはずですが、それをしていない対応が、事務的に処理したと思わざるを得ませんし、大きな矛盾を感じます。

新型コロナウイルスという突発的で不安定、また手探りの状況の中、一定の犠牲は仕方ないとは思いますが、改めてこれからは、行政、教育委員会、学校、学童、また私自身といたしましても、子どもたちを守ってあげ、心の通う支援、対応をしていくべきであると考えます。

今までにない非常事態で、地域全体が大変混乱いたしました。今後、2波3波が発生した場合には、町民の皆様や地域への被害を最小に抑えられるよう、非常事態だからこそ垣根をなくして一丸となって、これまで以上の取組をしていただきますよう、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で下井清史議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3時 10分）
